



# 水俣市障がい者計画

平成27年度～32年度



平成 27 年 3 月

水俣市



## 水俣市障がい者計画の策定にあたって

平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、国において平成23年8月に障害者基本法の一部が改正されたほか、平成24年10月には「障害者虐待防止法」、平成25年4月には、「障害者総合支援法」の施行、同年6月には「障害者差別解消法」が成立（平成28年4月施行予定）されるなど障がい者に関わる制度の改正が集中的に行われてきました。

こうした中、本市においても少子高齢化の問題や一人暮らし世帯の増加、防災意識の高まりなど、障がい者やそのご家族を取り巻く環境も大きく変化しており、急激な社会変化に対応できる計画が必要となってきていました。

そこで、今回の「水俣市障がい者計画」は、すべての障がい者の自立や社会参加のための支援などの施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な福祉サービスの確保に関し検討してまいりました。

今後は、本計画の実現に向け、市民の皆様、障がい者団体、福祉サービス事業者及び医療機関等の皆様におかれましても、一層のご支援ご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました水俣市障がい者計画策定審議会委員の皆様、並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成27年3月



水俣市長 西田 弘志



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象者	2
4. 計画期間	2
5. 計画策定体制	3
6. ニーズ調査の実施について	4
第2章 障がい者の現況	6
1. 障がい者の現況	6
2. 「福祉に関するアンケート調査」結果から	10
第3章 計画の基本的な考え方	14
1. 基本理念	14
2. 基本方針と施策体系	16
第4章 施策の方向	20
1. 地域生活支援	20
2. 保健・医療サービスの充実	24
3. 学校教育の充実、生涯学習への参加	27
4. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援	31
5. 生活環境の整備	34
6. コミュニケーションの支援	37
7. 安全・安心対策の推進	39
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	41
9. 行政サービス等における配慮	44
10. 啓発・広報活動及び福祉教育等の推進	45
第5章 施策の内容	47
1. 地域生活支援	47
2. 保健・医療サービスの充実	50
3. 学校教育の充実、生涯学習への参加	52
4. 雇用と就労の充実、経済的自立の支援	54
5. 生活環境の整備	55
6. コミュニケーションの支援	56
7. 安全・安心対策の推進	57
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	58
9. 行政サービス等における配慮	60
10. 啓発・広報活動及び福祉教育等の推進	61
第6章 計画の推進	62
《資料》	63



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障がい福祉施策を推進してきたところでありますが、国においても、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、その批准に向けた国内法の整備が急ピッチで進められてきました。

- ・ 障害者基本法の改正（平成23年8月）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（平成25年4月）
- ・ 障害者差別解消法の成立（平成25年6月）
- ・ 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

国内法の整備を背景として、障害者権利条約は、平成25年12月の参議院本会議における条約批准の承認を経て、平成26年1月20日、批准書の提出に至り、我が国は正式に締結国となりました。

その他にも、障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）、障害者優先調達推進法の施行（同25年4月）、精神保健福祉法の改正（同25年6月）など、障がい者福祉に関する関係諸法令の整備も進められてきました。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、平成25年9月、障害者基本法に基づく新たな第3次障害者基本計画が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障がい者基本計画の改定が求められています。

国の新計画の基本理念では、障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の3つを設けた上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。

また、これまで10年間であった計画期間は、制度変更や経済社会情勢の変化が激しいことから、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間とされました。

以上の経過を踏まえ、本市においても障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援のため、計画を策定します。

策定に当たっては、障がい者等へのニーズ調査等を実施し、水俣病という世界にも類を見ない悲惨な公害事件の経験をはじめとする地域の実情等を把握した上で計画へ反映するとともに、国の第3次障害者基本計画及び県の障がい者計画（平成26年度策定）との整合を図ります。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」であり、水俣市総合計画、水俣市地域福祉計画との整合性を図りつつ、保健福祉関連の個別計画とも連携しながら、本市における障がい福祉施策推進のための指針とします。

## 3 計画の対象者

この計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象としつつ、障がい者及びその家族等に対する支援や地域社会での取組みのための方向づけとして、障がい者の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

### 【第2条第1項】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【社会的障壁の例】…日本障がい者リハビリテーション協会「改正障害者基本法<わかりやすい版>」より社会的障壁（社会のかべ）とは、障がいのある人が暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部のことをさし、次のようなものです。

- ・ ことば（たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明）
- ・ 物（たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号）
- ・ 制度（たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない・近所のともだちと一緒に学校に行くことが認められないことがあること）
- ・ 習慣（たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされること）
- ・ 考え方（たとえば、障がいのある人は施設や病院で暮らした方が幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができない）

## 4 計画期間

計画の期間は、国の新計画の期間設定の趣旨も踏まえ、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。



## 5 計画策定体制

### (1)水俣市障がい者計画等策定審議会

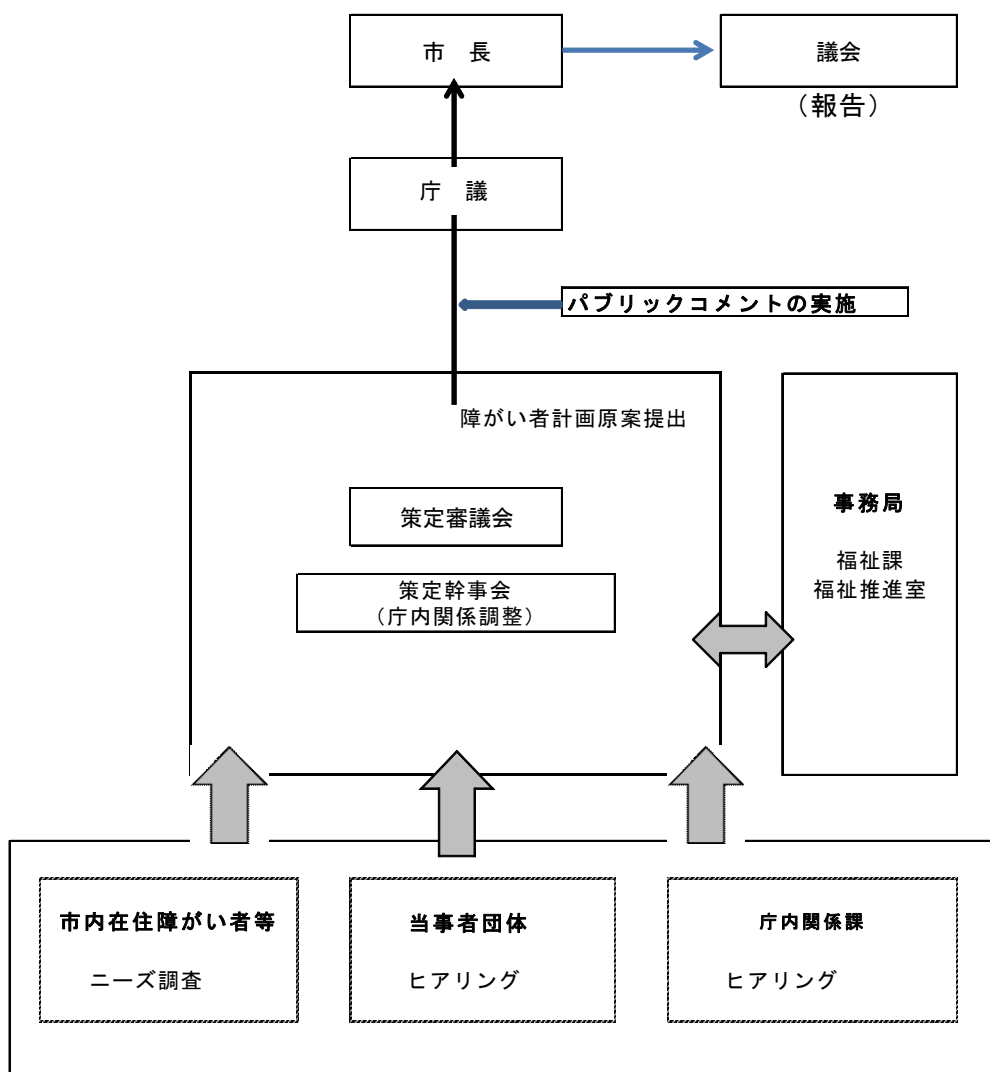
障害者基本法第36条第4項の規定に基づく合議制の機関であり、市町村が障がい者計画を策定するに当たっては、当審議会の意見を聴かなければならないとされています。

委員は15人以内をもって組織し、①学識経験を有する者、②福祉、医療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者、③市民代表、④関係行政機関の職員等からなり、計画案に対して意見を述べるとともに、計画に基づく各施策の進捗状況を把握し、評価を行います。

### (2)水俣市障がい者計画等策定幹事会

障がい者計画の原案策定及び事務事業の総合調整等障がい者計画策定作業の進行管理を行いました。

水俣市障がい者計画 策定体制・組織図



## 6 ニーズ調査の実施について

### (1)目的

障がい者等の心身の状況や、その置かれている環境その他の事情など、障がい者等の実態を把握したうえで、本計画及び第4期水俣市障がい福祉計画に反映させることを目的に実施しました。

### (2)対象者

障がい者等及びその家族

具体的には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 2,239 人（平成 26 年 4 月 1 日現在、難病患者を含む）から、500名を無作為抽出しました。

### (3)実施時期

平成 26 年 8 月 22 日（金）から平成 26 年 9 月 3 日（水）まで

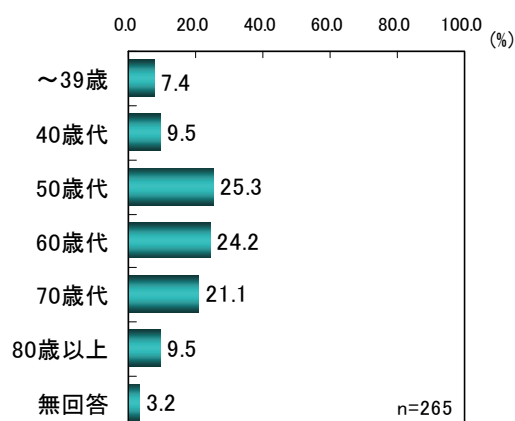
### (4)調査項目

- ・性別、年齢、家族などについて
- ・障がいの状況について
- ・住まいや暮らしについて
- ・日中活動や就労について
- ・余暇活動や社会活動について
- ・保育や教育について
- ・障がい福祉サービス等の利用について
- ・相談相手について
- ・権利擁護について
- ・災害時の避難等について
- ・行政の取組みについて

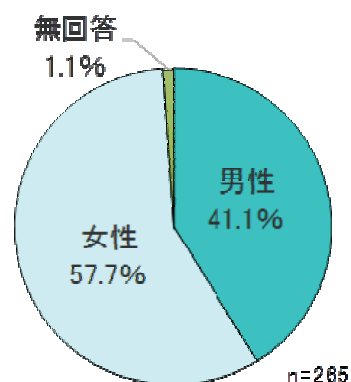
### (5)回収率

500名に郵送し、265名から回答が得られました（回収率 53.0%）。

#### ①回答者の年代



#### ②回答者の性別



### ③回答者の障害種別

#### <身体障害者手帳>

身体障害者手帳所持の有無と等級

		人	%
<b>持っている</b>		<b>209</b>	<b>78.9</b>
重度  軽度	1級	63	23.8
	2級	44	16.6
	3級	38	14.3
	4級	41	15.5
	5級	11	4.2
6級	12	4.5	
<b>持っていない</b>		<b>34</b>	<b>12.8</b>
無回答		22	8.3
合計		265	100.0

#### <療育手帳>

療育手帳所持の有無と判定

		人	%
<b>持っている</b>		<b>32</b>	<b>12.1</b>
重度  軽度	A1判定	13	4.9
	A2判定	6	2.3
	B1判定	5	1.9
	B2判定	8	3.0
<b>持っていない</b>		<b>180</b>	<b>67.9</b>
無回答		53	20.0
合計		265	100.0

#### <精神障害者保健福祉手帳>

精神障害者保健福祉手帳所持の有無と等級

		人	%
<b>持っている</b>		<b>46</b>	<b>17.4</b>
重度  軽度	1級	10	3.8
	2級	29	10.9
	3級	7	2.6
<b>持っていない</b>		<b>180</b>	<b>67.9</b>
無回答		37	14.0
合計		265	100.0

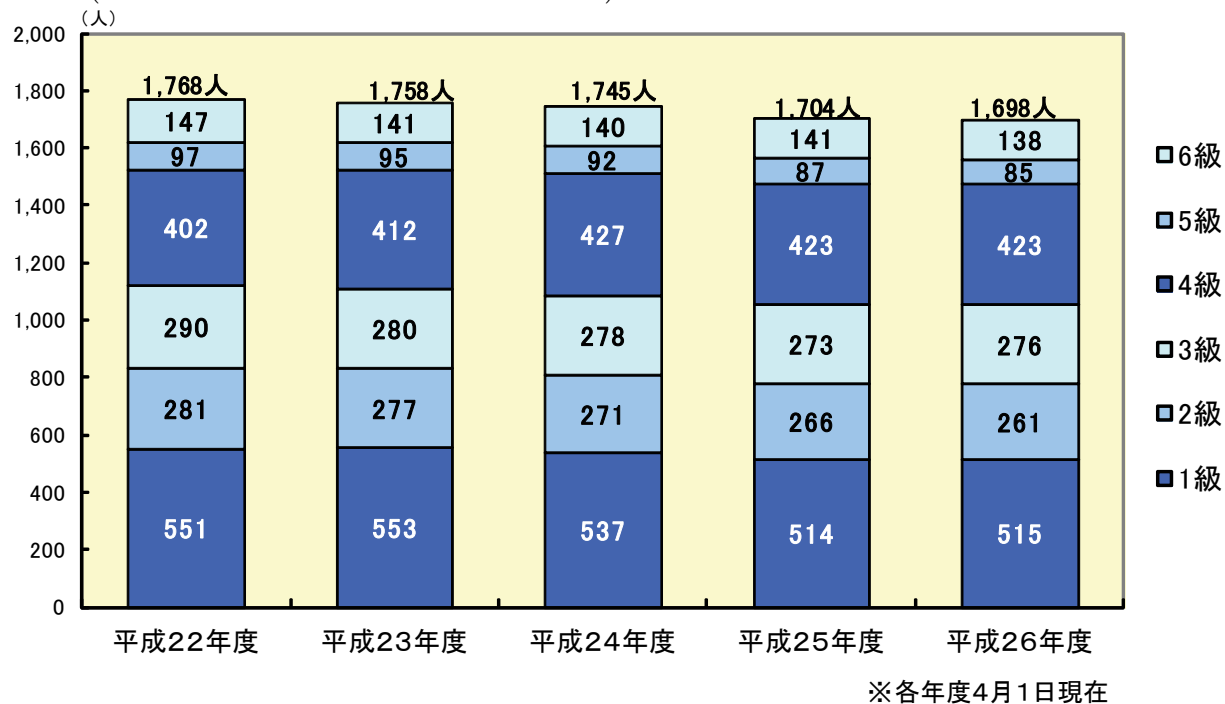
## 第2章 障がい者の現況

### 1 障がい者の現況

#### (1) 身体障がい者

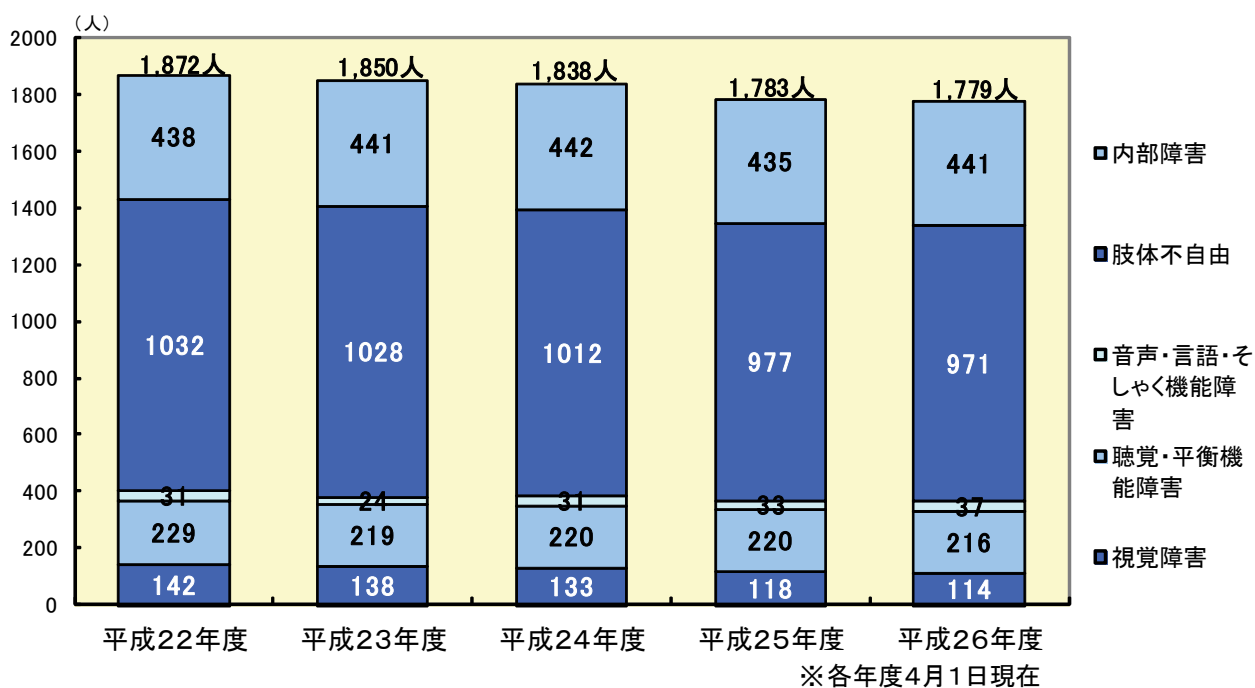
##### ① 級別身体障害者手帳所持者数の推移

(手帳所持者総数はやや減少傾向です。)



##### ② 部位別身体障害者手帳所持者数の推移

(部位別の推移と内訳は、以下の通りです。)

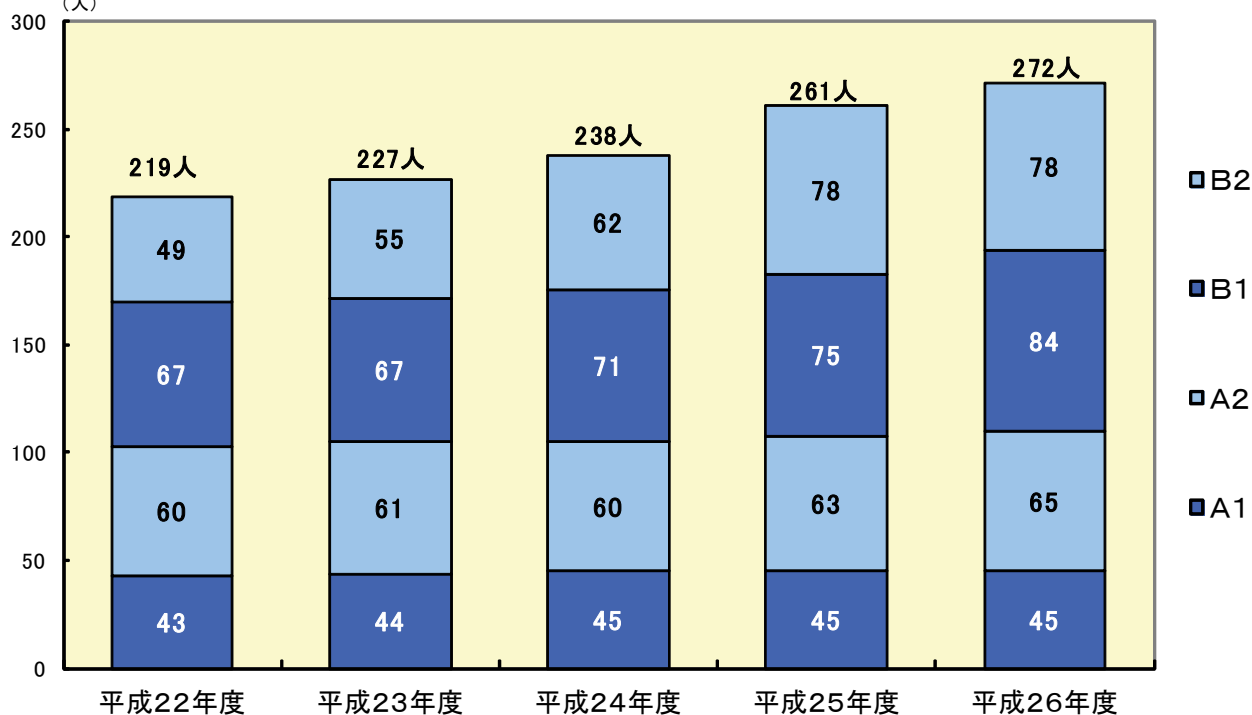


※部位別身体障がい者数は、一人で複数の障がいを有する場合がありますことから、級別身体障がい者手帳所持者数とは、数値が異なる。

## (2) 知的障がい者

### ① 程度別療育手帳所持者数の推移

(「B1」及び「B2」判定が増加傾向です。)

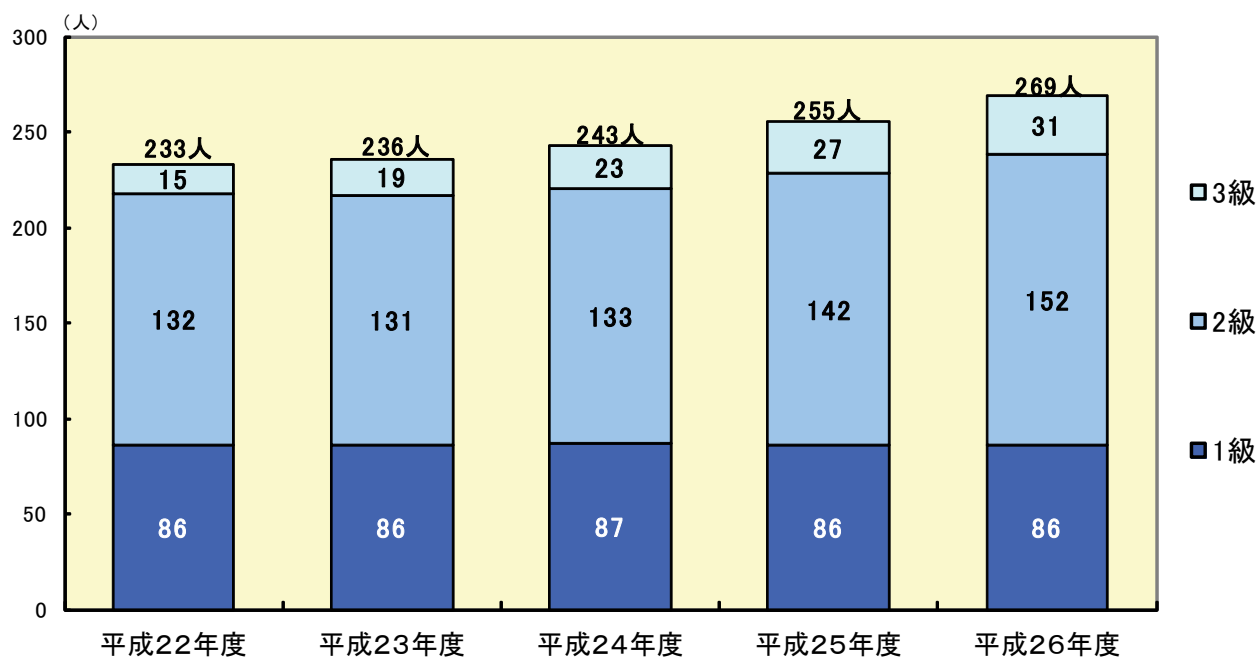


※各年度4月1日現在

## (3) 精神障がい者

### ① 級別精神障害者精神保健福祉手帳所持者数の推移

(2級が増加傾向です。)

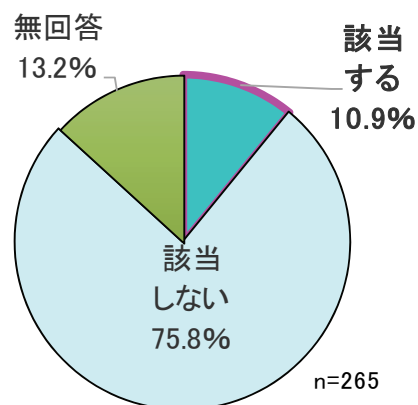


※各年度4月1日現在

#### (4) 難病患者の状況

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、難病認定を「該当する」と回答した人は回答者全体の10.9%(29人)となっています。

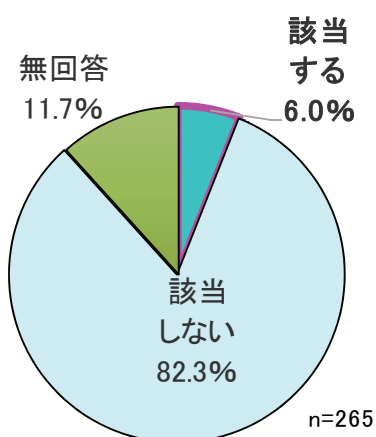
※**難病**とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」(「難病の患者に対する医療等に関する法律第一条」より)と定義されています。



#### (5) 発達障がいとして診断された人

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、「該当する」と回答した人は回答者全体の6.0%(16人)となっています。

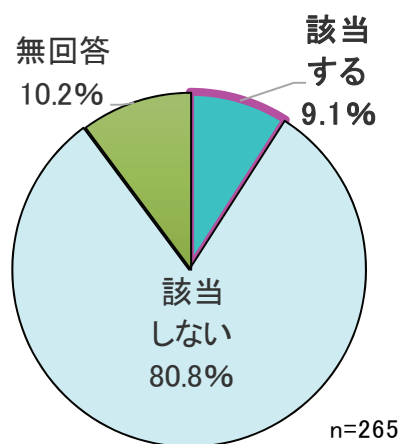
※**発達障がい**とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(「発達障害者支援法第二条」より)と定義されています。



## (6) 高次脳機能障がいとして診断されたことがある人

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、「該当する」と回答した人は回答者全体の9.1%（24人）となっています。

※高次脳機能障がいとは、「交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると生じることがある、記憶障害、注意障害、遂行機能障害や社会的行動障害のこと」（熊本県高次脳機能障害支援センターホームページ「高次脳機能障害とは」より）とされています。



## (7) 就学の状況

特別支援学級について

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	児童数	36	38	36	40	40
	(内訳) 知的障がい	16	16	11	12	15
	自閉症・情緒	19	22	24	27	24
	肢体不自由	1	0	1	1	1
	学級数	12	11	11	10	11
	(内訳) 知的障がい	5	5	4	4	4
	自閉症・情緒	6	6	6	5	6
	肢体不自由	1	0	1	1	1
	中学校	生徒数	15	14	18	25
(内訳) 知的障がい		12	8	9	11	11
自閉症・情緒		3	5	8	13	17
肢体不自由		0	1	1	1	0
学級数		6	6	8	8	8
(内訳) 知的障がい		4	3	4	4	4
自閉症・情緒		2	2	3	3	4
肢体不自由		0	1	1	1	0

データ:水俣市教育委員会提供

## (8) 支援学校(高等部)における卒業時の進路状況

芦北支援学校 進路

年度	卒業生数	進路
平成21年度	1	施設利用
平成22年度	0	
平成23年度	0	
平成24年度	0	
平成25年度	3	2名:就労移行支援/1名:一般就労
平成26年度	5	3名:施設利用予定/1名:就労移行支援/1名:就労継続支援A型

データ:芦北支援学校提供

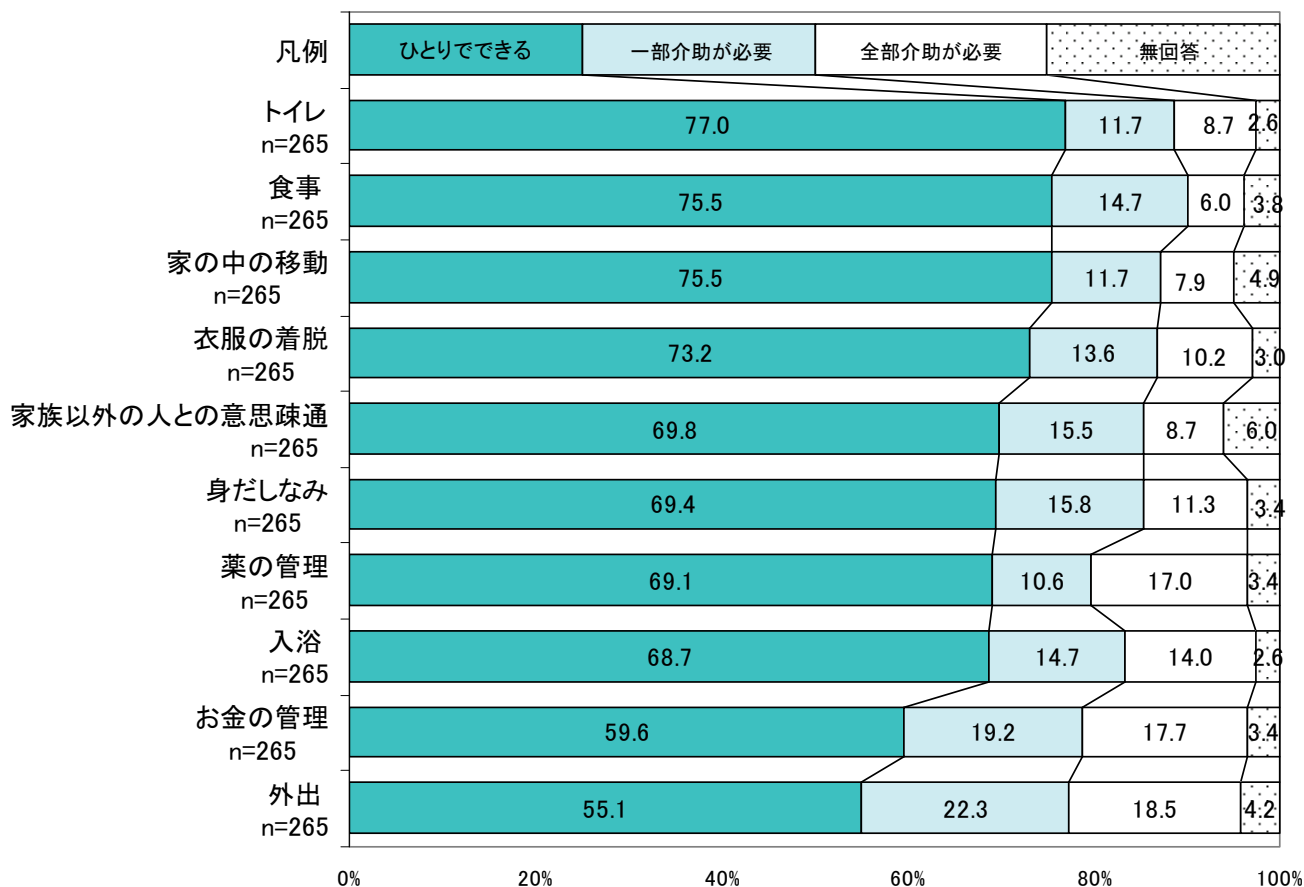
※水俣市在住者の芦北支援学校卒業生のみを掲載。

## 2 「福祉に関するアンケート調査」結果から

※下記以外の結果は、主要施策の現状と課題で扱います。

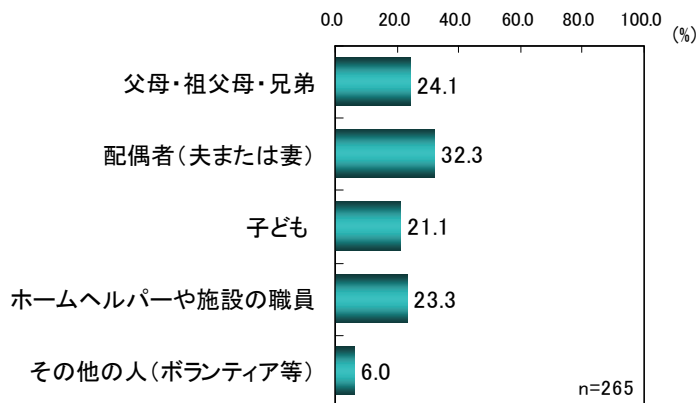
### (1)障がいの状況

日常生活動作 10 項目の中で「全部介助が必要」の割合が最も高いのは、「外出」の 18.5% で、以下、割合が高い方から、「お金の管理」(17.7%)、「薬の管理」(17.0%)、「入浴」(14.0%) の順となり「食事」、「トイレ」、「家の中の移動」及び「家族以外の人との意思疎通」で「全部介助が必要」は 10%以下となっています。



### (2)主な介助者の状況

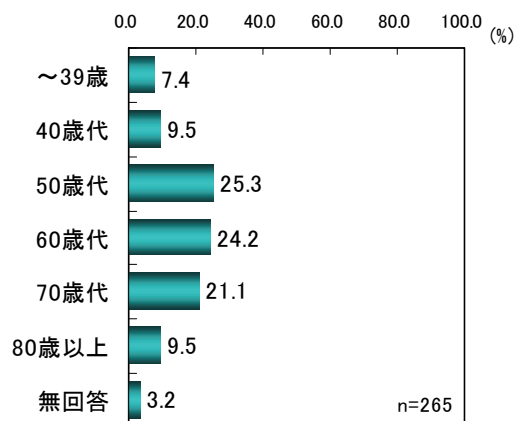
「配偶者（夫または妻）」の 32.3% が最も高く、これに続いて「父母・祖父母・兄弟」の 24.1%、「ホームヘルパーや施設の職員」の 23.3% となっています。





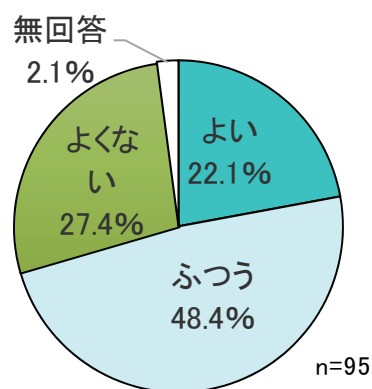
### (3) 主な介助者の年齢(平成26年8月1日現在)

「50歳代」の25.3%が最も高く、これに続いて「60歳代」の24.2%、「70歳代」の21.1%となっています。



### (4) 主な介助者の健康状態

「ふつう」の48.4%が最も高く、これに続いて「よくない」が27.4%、「よい」が22.1%となっています。

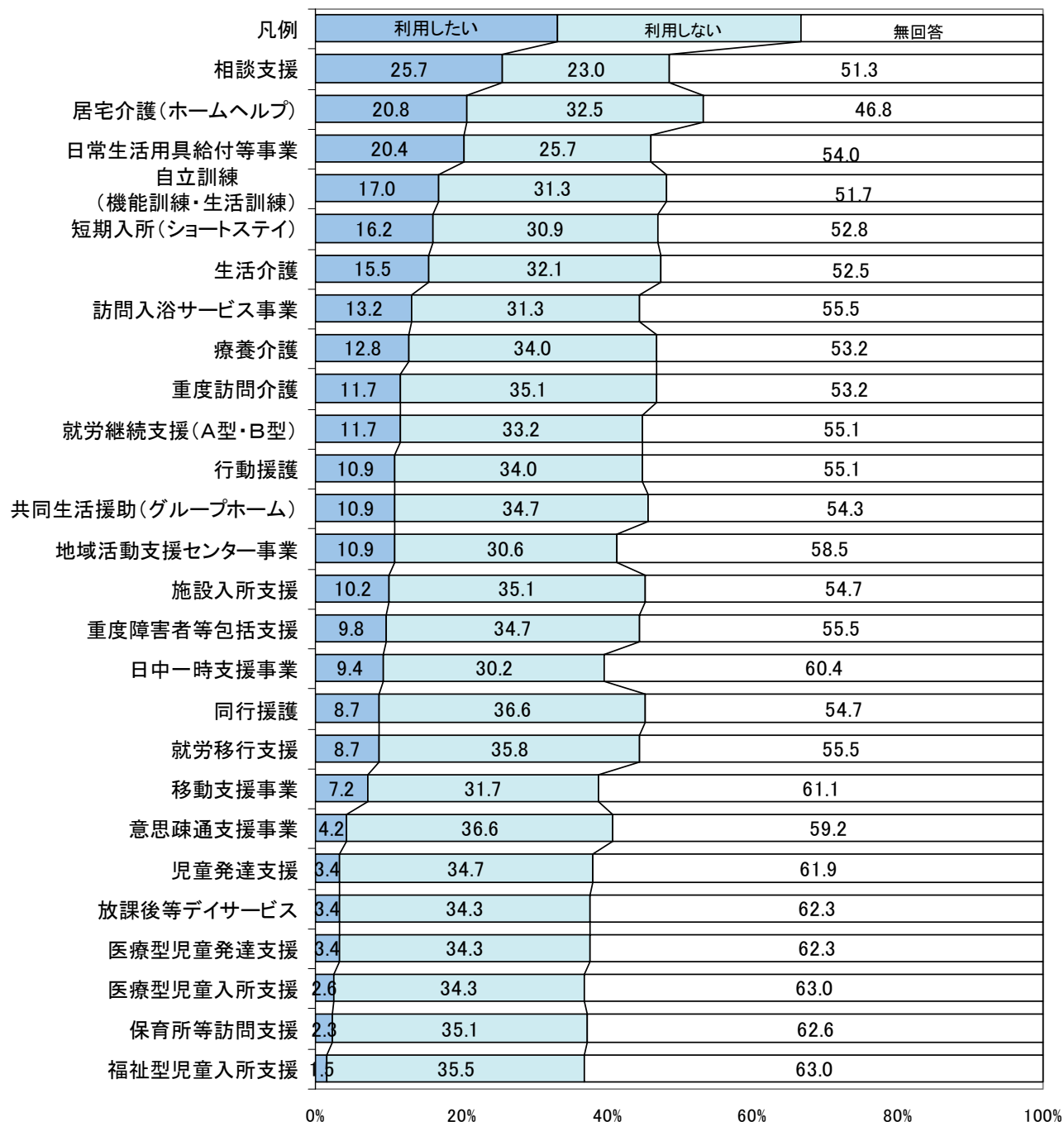


介護者の年代別にみると、「60歳代」「70歳代」の高齢者層で「よくない」の回答割合が高くなっています。

	主な介護者の健康状態					
	合計	よい	ふつう	よくない	無回答	
全体	95 100.0	21 22.1	46 48.4	26 27.4	2 2.1	
介護者年代	～39歳	7 100.0	4 57.1	2 28.6	1 14.3	0 0.0
	40歳代	9 100.0	3 33.3	3 33.3	3 33.3	0 0.0
	50歳代	24 100.0	6 25.0	16 66.7	2 8.3	0 0.0
	60歳代	23 100.0	5 21.7	15 65.2	3 13.0	0 0.0
	70歳代	20 100.0	2 10.0	6 30.0	12 60.0	0 0.0
	80歳以上	9 100.0	1 11.1	3 33.3	5 55.6	0 0.0
	無回答	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7

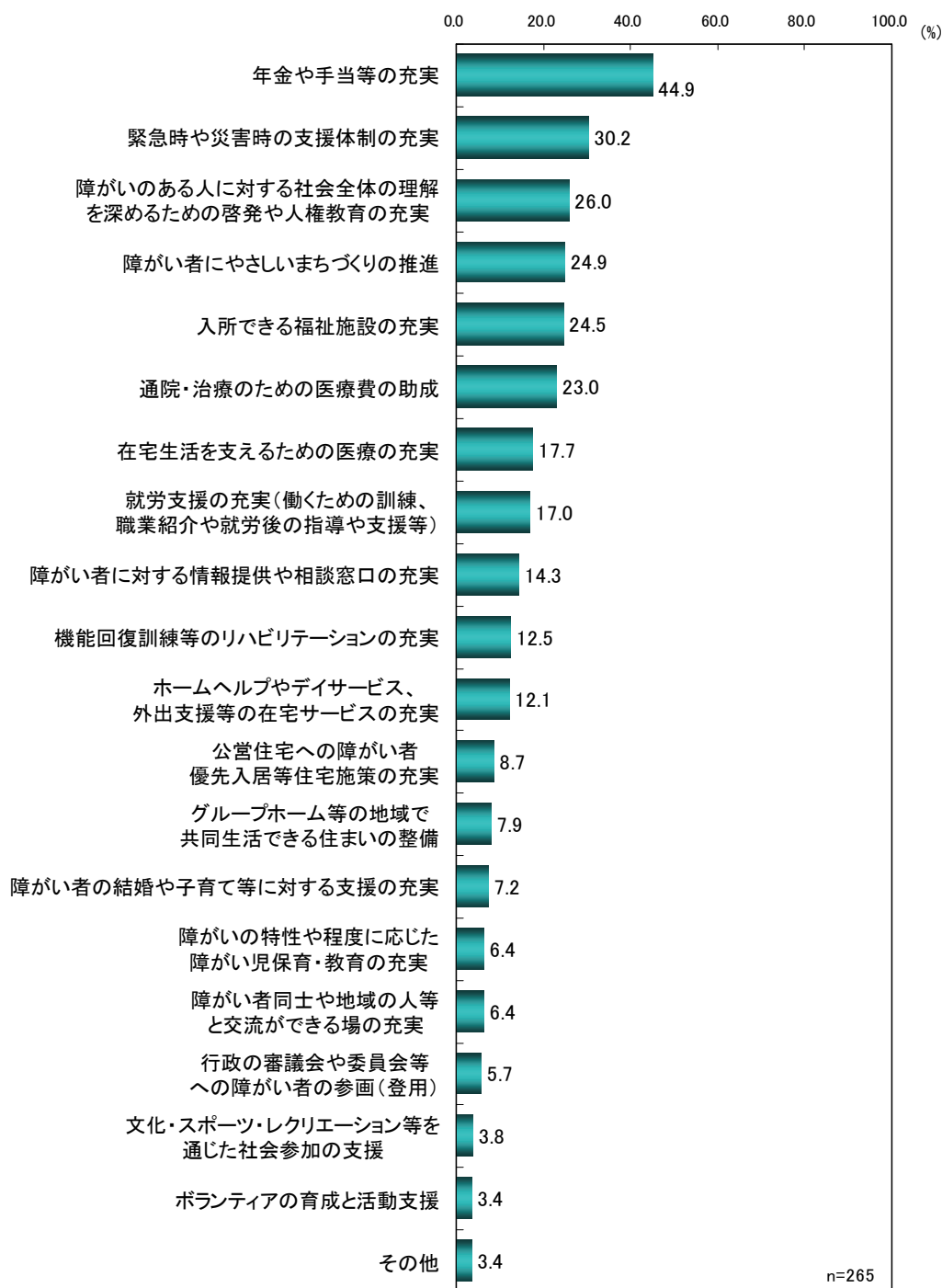
## (5)障がい福祉サービス等の今後の利用意向

「利用したい」割合が高い順から、「相談支援」(25.7%)、「居宅介護」(20.8%)、「日常生活用具給付等事業」(20.4%)、「自立訓練」(17.0%)、「短期入所」(16.2%)、「生活介護」(15.5%)の順となっています。



## (6)障がいのある人に対する充実すべき行政の支援策

「年金や手当等の充実」の44.9%が最も高くなっています。以下、回答割合の高い順に、「緊急時や災害時の支援体制の充実」(30.2%)、「障害のある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(26.0%)、「障がい者にやさしいまちづくりの推進」(24.9%)、「入所できる福祉施設の充実」(24.5%)、「通院・治療のための医療費の助成」(23.0%)の順となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### (1)これまでの本市の足跡と国の動向等

本市は、水俣病という世界にも類をみない悲惨な公害事件を経験し、大規模な環境汚染による住民の深刻な健康被害のほか、地域経済の停滞、地域社会の動揺など、その後の市政は多大な影響をうけてきました。

このことは、本市の障がい者福祉の推進において、他の自治体にはない特殊な事情として位置付ける必要があり、これまでの市政の中で欠かすことのできない重要な視点として、位置付けられてきました。

このような状況を踏まえて、本市では平成13年3月に障害者基本法に定められた市町村計画である「水俣市障がい者基本計画」を策定しました。この計画は、目指す将来ビジョンとして「みんなで築く21世紀型ユニバーサルコミュニティ(総合共生社会)」を掲げ、この将来ビジョン実現のために、「ふれあい もやい 実感 3愛(Ⅰ) ぷらん・みなまた」をコンセプトテーマとして位置づけ、障がい者福祉の推進を図りました。

また、この計画は、水俣市における地域福祉計画策定の基礎として位置づけられ、平成17年3月策定の「水俣市地域福祉計画」に引き継がれ、平成26年度まで同計画の障がい者福祉に関する以下の基本目標の実現を目指して、障がい者福祉のさらなる推進を図ってきました。

#### 障がい者の自立と社会参加を促進するまちづくり

私たちは、障がい者の方々も、住み慣れた地域の中で暮らしていけるために、まず、障がい者への理解を深めていきます。差別や偏見をなくし、同じ地域に住む者としてささえあおうとする意識の啓発を進めることにより、行政の様々な福祉サービス等を利用しながら自立と社会参加を目指します。

一方、国においては、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、平成25年9月、障害者基本法に基づく新たな第3次障害者基本計画が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障がい者基本計画の改定が求められています。さらに、国の新計画の基本理念では、障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者等の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の3つを設けた上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。

## (2) 基本理念と基本原則

本市が平成13年以来、実現を目指してきた「ユニバーサルコミュニティ（総合共生社会）」の意味は、障がいのある人とその家族が「一人の人間としてアイデンティティ（自己の存在意義）」を実感し、生きがいを感じ、家族や地域社会をはじめとするあらゆるヒト・モノ・コトとのふれあいを実感し、そして、障がいの有無に関わらず、水俣で暮らす全ての住民がもやいを実感できる地域社会を築いていくこと」です。

この内容は障害者基本法第1条に規定される内容と非常に近い理念であり、これまでの基本的な考え方を引き継ぐとともに、国の新計画の基本理念と歩調を合わせて実現していく意図を含めて、次のとおり理念を設定します。

**障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する  
かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、  
障がいの有無によって分け隔てられることなく、  
相互に人格と個性を尊重し合う、  
もやいを実感できる共生社会の実現**

以下の2つの基本原則（障害者基本法第3条、同第4条に規定）に基づき、共生社会の実現に向けた障がい者等の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

### ① みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

- 障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- 障がいのある人みんなに対して分かりやすい言葉などを選ぶことができるようにします。
- 障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにします。
- 障がいのある人みんなが、手話などのことばや必要な気持ちを伝える方法（点字、手話、要約筆記、筆談）でみんなが、必要な気持ちを伝えるための情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるようにします。

## ②差別のない安心して暮らせるまち

- 障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくりま  
す。
- 社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいて、その障  
壁をなくすための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくすために合理的  
配慮をします。
- 差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、欲しい  
人に手に入るようにします。

## 2 基本方針と施策体系

障害者基本法の2つの基本原則に基づき、共生社会の実現に向けた障がい者等の自立及  
び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するため以下のとおり基本方  
針及びその施策体系を定めます。

### (1)10の基本方針

#### ①地域生活支援

全ての人が入権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が人としての尊  
厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができよう、障がい福祉サービス等  
の充実を図ります。

#### ②保健・医療サービスの充実

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・  
医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の  
充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精  
神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推  
進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

#### ③学校教育の充実、生涯学習への参加

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な  
教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築し  
ます。また、障がい者等が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行  
うことができるよう、環境整備等を推進します。

#### ④雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が  
困難である障がい者等には就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、  
総合的な支援を推進します。併せて、年金の支給、経済的負担の軽減等により経済的  
自立を支援します。

## ⑤生活環境の整備

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

## ⑥コミュニケーションの支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

## ⑦安全・安心対策の推進

防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができるノーマライゼーション（共生）社会の実現を目指します。

## ⑧差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者等の権利擁護のための取組みを推進します。

## ⑨行政サービス等における配慮

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における配慮などを行います。

## ⑩広報・啓発活動及び福祉教育等の推進

障がい者等が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくために、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深めることを目的として広報・啓発活動を推進します。

## (2) 施策体系

### 《基本方針》

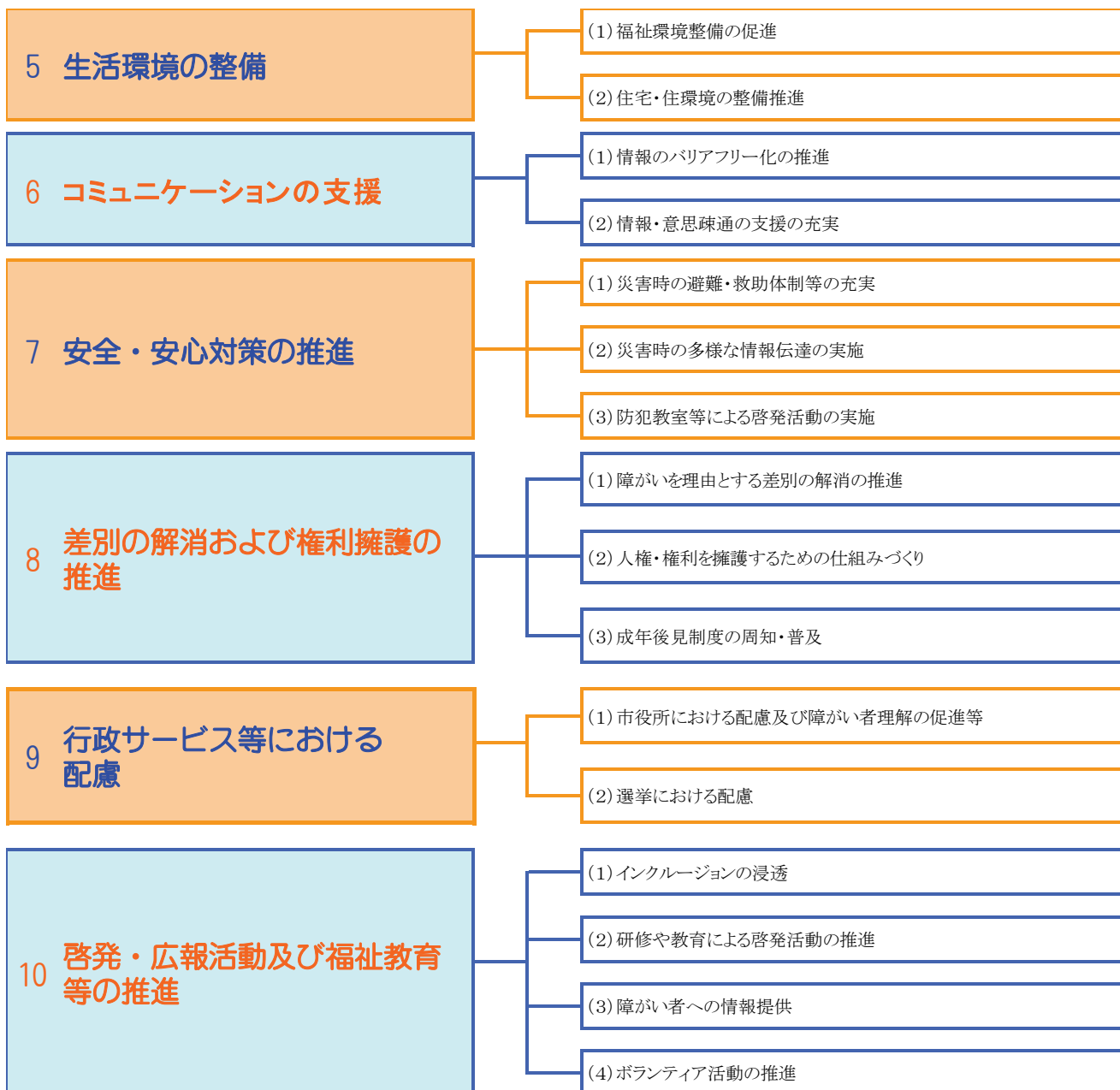
### 《施策の方向》





《基本方針》

《施策の方向》



## 第4章 施策の方向

前章に示した施策の基本的な考え方に基づき、それぞれの施策の方向性を定めて取組みを推進します。

### 1 地域生活支援

全ての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

#### 【現状と課題】

障がい者等が個人としてその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、障がい者等が自ら居住する場所を選択できる環境を整えることが大切です。また、本人の意向を尊重したうえで施設入所者や退院可能な精神障がい者等が生活の場を、地域生活へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や住宅、グループホームなどの生活の場の確保と質の向上等が課題となっています。

こうした環境を整えていくためには、相談支援体制や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援、重度障がい児者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制の仕組みを構築していくことが重要です。

さらに、「児童福祉法」の改正（平成24年4月）により事業が再編され、身近な地域で支援が受けられる療育体制の構築が求められています。

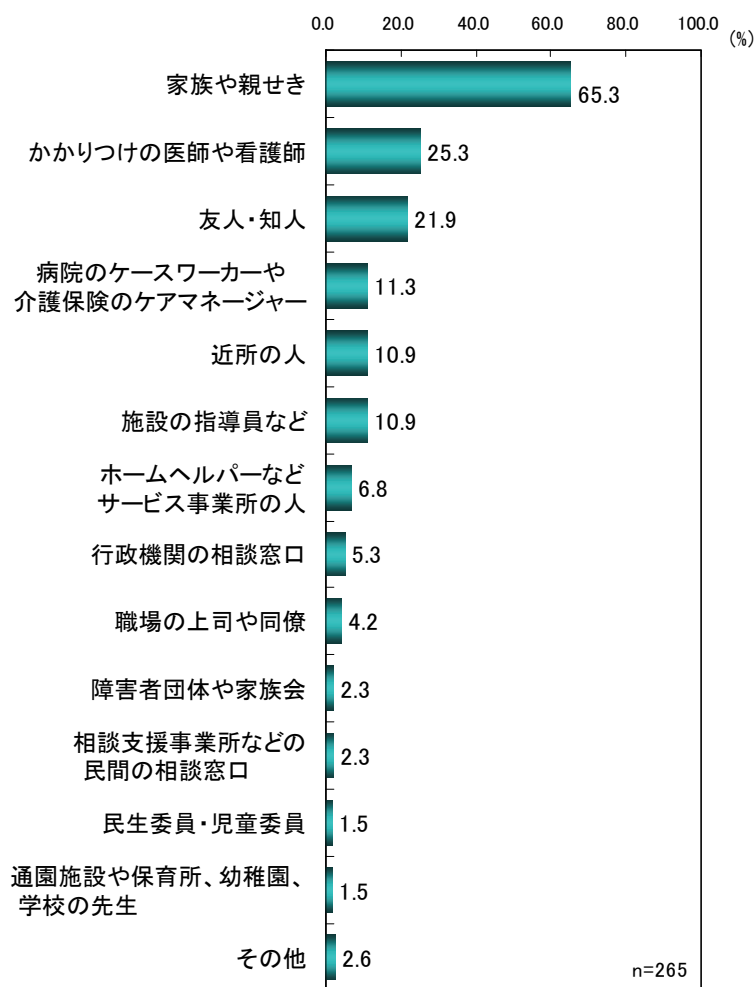
本市では、相談支援事業所や地域療育センターが障がいの早期発見・早期療育を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っています。相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症などの発達障がいをもつ障がい児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

水俣市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

### ▼悩みや困ったことの相談先

※複数回答

「家族や親せき」の65.3%が最も高い。以下、割合が高い方から、「かかりつけの医師や看護師」(25.3%)、「友人・知人」(21.9%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」(11.3%)の順となっています。



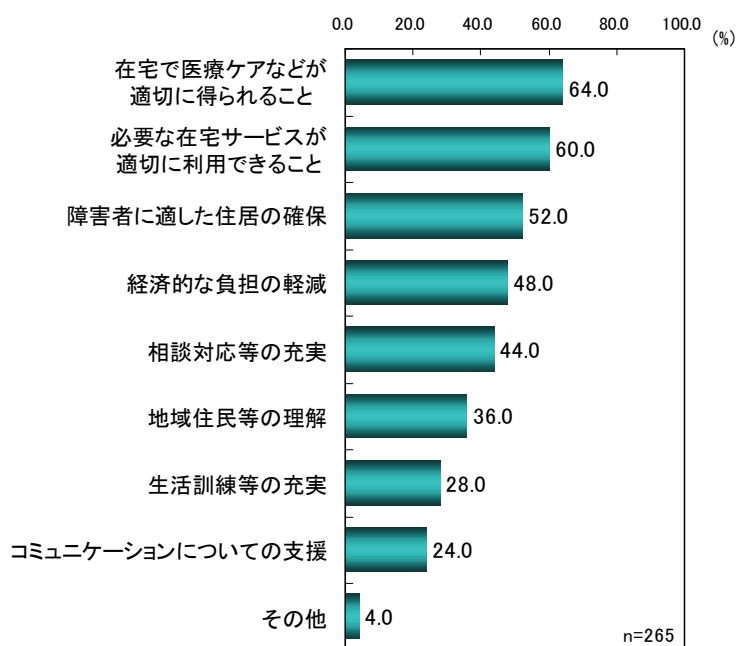
### ▼障がい福祉サービス等今後の利用意向（再掲）

「利用したい」割合が高い方から、「相談支援」(25.7%)、「居宅介護」(20.8%)、「日常生活用具給付等事業」(20.4%)、「自立訓練」(17.0%)、「短期入所」(16.2%)、「生活介護」(15.5%)の順となっています。

(グラフは第2章に掲載)

### ▼地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(64.0%)が最も多くなっています。以下、回答割合の高い方から、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(60.0%)、「障がい者に適した住居の確保」(52.0%)の順となっています。



### ▼障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要だと思うこと

※複数回答（5つまで選択可）

※現在、幼稚園・保育所・障がい児通園施設や学校等に通っている20人に限定。

「手当や年金制度の充実」の45.0%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実」（40.0%）、「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」（35.0%）、「障がいに詳しい医療機関の充実」（同）の順となっています。



## 【施策の方向】

### (1) 相談支援体制の充実

○障がい者等が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備を推進します。

### (2) 生活を支援するサービスの充実

○障がい者等が住み慣れた地域で生活し、さまざまな分野でいきいきと活動できるようにすることを目的とした日常生活を支援する在宅サービスを拡充します。また、常時介護を必要とする障がい者等への医療的ケアを含む在宅における適切な支援のあり方を検討します。

○障がい者等の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。

○地域でいきいきとした生活を送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。

○一般就労を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や働くことの生きがいにつながる福祉的就労の場等の充実を図ります。

○障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まいや生活の場の確保を図ります。

○地域で安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成等を行います。

### (3) 地域生活への移行支援

○施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。

### (4) 重度障がい児者への支援

○重度障がい児者の生活の場の確保を図るとともに、在宅の重度障がい児者の日中活動の場を確保するため、通所施設等での在宅支援策のあり方を検討します。

○地域生活の継続が困難な重度の障がい児者の意向を十分に尊重したうえで、生活の場としての入所施設の確保を図ります。

### (5) 早期療育の充実

○より身近な地域で障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体制の充実を図ります。

○発達障がいなど多様化する児童の障がいへの専門的な対応が可能となるよう、相談支援や職員研修の充実を図ります。

### (6) 情報提供の充実とサービスの質の向上

○障がい者等が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。

## 2 保健・医療サービスの充実

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

### 【現状と課題】

障がいを早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。

このため本市では乳幼児健康診査等を行うとともに、近年は発達相談関係の利用者が増えてきており、今後は関係機関等との連携のもとで障がいの早期発見・早期療育が可能となるような体制整備がよりいっそう求められています。

20歳以上での障がいの原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が原因であることも多いことから、本市では生活習慣病の発症予防及び重症化の予防等を目的として策定した「水俣市健康増進計画」等により、市民の健康づくりを支援しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、正しい知識の普及によるこころの健康づくりの推進など、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

難病については、国において難病対策についての議論がなされています。難病は誰でも発症する可能性があり、発症した場合、原因不明で治療法も確立されていないことから、精神的にも経済的にも大きな負担となります。これらの方々の不安の軽減を図るための相談・支援を行うとともに、患者への保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

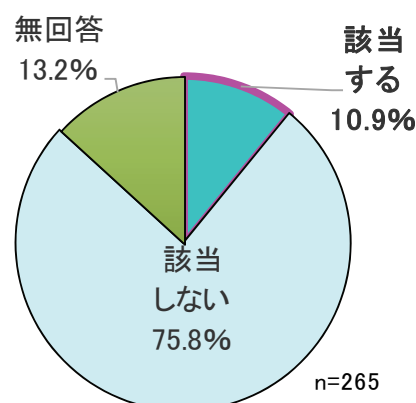
主として身体障がい者や高次脳機能障がい等のある方に対しては、相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーションの提供が必要です。今後、リハビリテーションの専門性のさらなる向上と関係機関との連携強化等の取組みが求められています。

水俣市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

#### ▼難病患者の状況（再掲）

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、難病認定を「該当する」と回答した人は回答者全体の10.9%（29人）となっています。

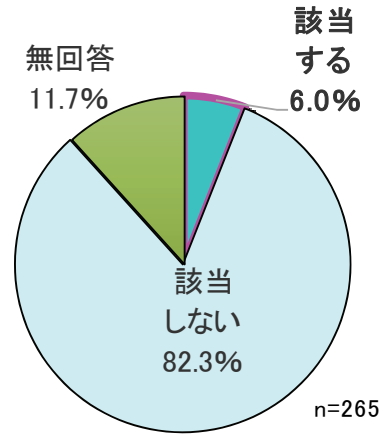
※難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律第1条」より）と定義されています。



▼発達障がいとして診断された人（再掲）

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、「該当する」と回答した人は回答者全体の6.0%（16人）となっています。

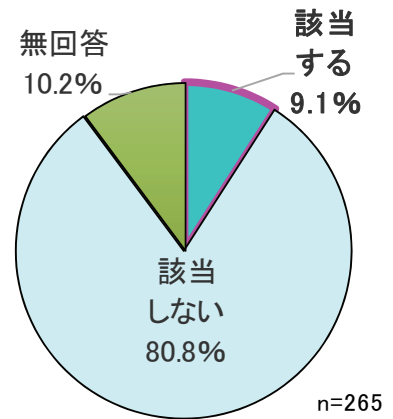
※発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（発達障害者支援法第2条より）と定義されています。



▼高次脳機能障がいとして診断されたことがある人（再掲）

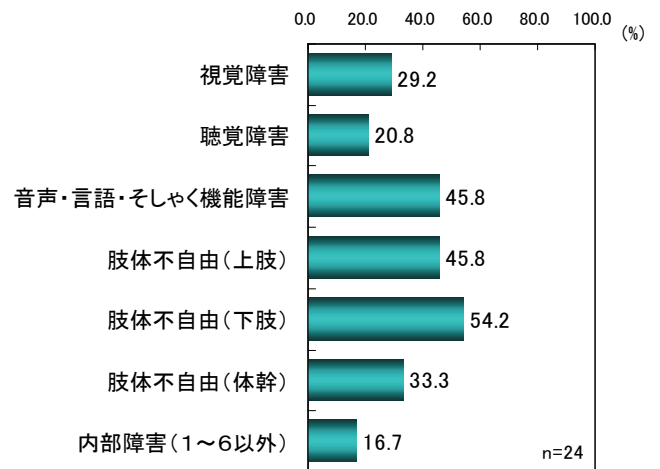
「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、「該当する」と回答した人は回答者全体の9.1%（24人）となっています。

※高次脳機能障がいとは、「交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると生じることがある、記憶障害、注意障害、遂行機能障害や社会的行動障害のこと」（熊本県高次脳機能障害支援センターホームページ「高次脳機能障害とは」より）とされています。



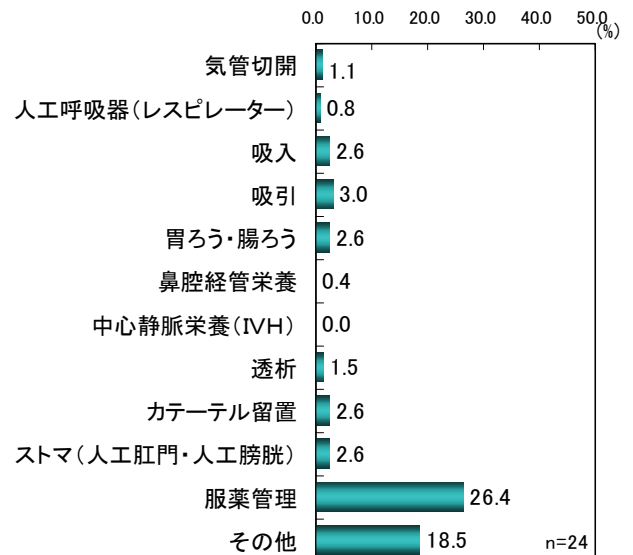
▼高次脳機能障がいとして診断されたことがある人の関連障がい

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、「肢体不自由（下肢）」の54.2%が最も多く、これに「音声・言語・そしゃく機能障害」と「肢体不自由（上肢）」の45.8%が続いています。



▼現在受けている医療ケア

「福祉に関するアンケート調査」の結果によると、「服薬管理」の26.4%が最も高くなっています。



## 【施策の方向】

### (1)障がいの発生予防及び早期発見

- 障がいの発生予防及び早期発見を推進するために、乳幼児健康診断による障がいの早期発見体制づくりを進めます。また、障がい児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- 障がい児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。
- 脳卒中後遺症や透析など生涯にわたる障がいを予防するため、生活習慣病の予防と早期発見を図る健康教育・健康診査等の実施に努めます。

### (2)精神保健・医療施策の推進

- 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- 保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業者など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- 相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

### (3)総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

- 障がい者等が、身近な場所でいつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられる環境を整えます。
- 自立した地域生活や職場及び社会復帰に向け、適切なリハビリテーションの提供体制の充実を図ります。

### (4)保健・医療・福祉の連携強化

- 「障害者総合支援法」の施行により新たに障がい者の範囲に加えられた難病患者等を含め、支援を必要とする方々が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。
- 難病患者については、国や県の動向を注視しつつ実態把握に努め、必要な施策を実施していきます。
- 水俣病の被害を受けた方及びその家族への保健福祉サービスの提供等に関わる機関等によるネットワークを構築し、水俣病保健対策として実施している事業や既存の福祉施策等の総合的な活用を図ります。



### 3 学校教育の充実、生涯学習への参加

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者等が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーション活動を行うことができるよう、環境整備等を推進します。

#### 【現状と課題】

本市内の義務教育段階の障がい児童生徒は、平成 25 年度で特別支援学校に 8 人、市立の小・中学校の特別支援学級に 65 人が教育を受けており、障がいの種別や程度に応じた学級の整備に努めています。通常学級には、発達障がい等の障がいのある児童生徒が在籍しており、今後も一人ひとりの障がいの状態に応じた教育が求められています。

また、障がい者等がさまざまなスポーツや文化活動に参加でき、生活の質を高めてもらえるような環境整備も求められています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下の内容が求められています。

#### ▼相談機関の認知度及び利用状況

##### （相談支援事業所）

「知らない」の 47.2%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「無回答」(27.9%)、「知っているが利用したことはない」(16.2%)、「利用したことがある」(8.7%)の順となっています。

##### （発達障がい者支援センター）

「知らない」の 47.9%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「無回答」(34.7%)、「知っているが利用したことはない」(16.6%)、「利用したことがある」(0.8%)の順となっています。

##### （教育相談室）

「知らない」の 47.2%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「無回答」(35.8%)、「知っているが利用したことはない」(15.8%)、「利用したことがある」(1.1%)の順となっています。

##### （障がい者就業・生活支援センター）

「知らない」の 40.0%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「無回答」(31.7%)、「知っているが利用したことはない」(23.8%)、「利用したことがある」(4.5%)の順となっています。

#### ▼活動している余暇活動や社会活動 ※複数回答

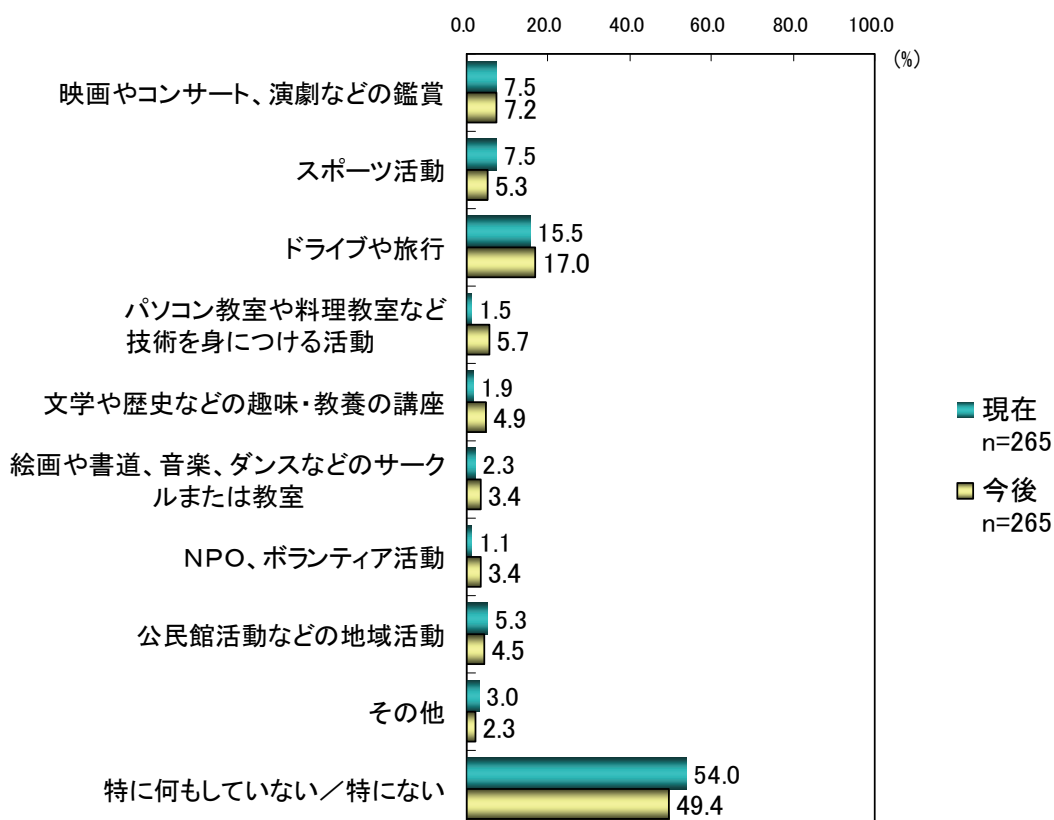
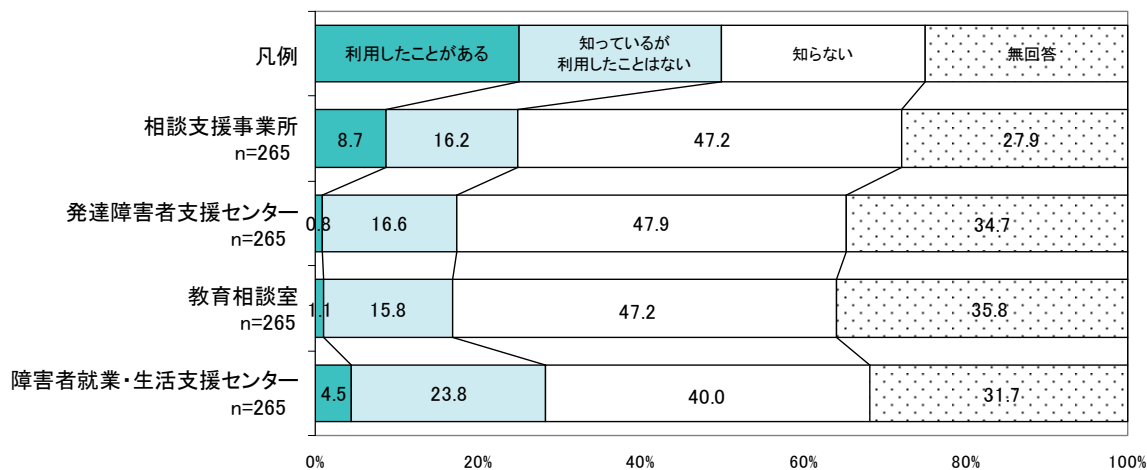
「特に何もしていない」の 54.0%が最も高い。以下、割合が高い方から、「ドライブや旅行」(15.5%)、「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」(7.5%)、「スポーツ活動」(同)の順となっている。

#### ▼今後、活動したい余暇活動や社会活動 ※複数回答

「特にない」の 49.4%が最も高い。以下、割合が高い方から、「ドライブや旅行」(17.0%)、

「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」(7.2%)、「パソコン・料理・文学・歴史など、技術習得や趣味、教養などの活動」(5.7%)の順となっています。

この結果を手帳の種類別、年代別にみると、「特に何もしていない」は、「療育手帳所持者」、年代が「60～64歳」、『30～40歳代』、「障がい児（～17歳）」で多くなっています。一方、今後行いたい活動が「特にない」の回答は、『70歳以上の高齢者』と「障がい児（～17歳）」で多くなっています（ただし、「障がい児（～17歳）」のサンプル数は過小であることに留意する必要があります）。



<参考>手帳の種類別・年代別にみた「行っている活動」と「今後、行いたい活動」

		行っている活動															
		合計	演映 やコ ンサ ー ト、 鑑賞	ス ポ ー ツ 活 動	ド ラ イ ブ や 旅 行	つ け る 活 動	教 室 な ど の 技 術 を 身 に 理	パ ソ コ ン 教 室 や 料 に	趣 味 や 歴 史 な ど の 講 座	文 学 や 歴 史 な ど の 講 座	ル ダ ン ス な ど の サ ー ク ル	絵 画 や 書 道 、 音 楽、 サ ー ク ル	ア 活 動、 ポ ラ ン テ ィ	地 域 活 動	公 民 館 活 動 な ど の	そ の 他	特 に 何 も し て い な い
全体		265 100.0	20 7.5	20 7.5	41 15.5		4 1.5	5 1.9	6 2.3	3 1.1	14 5.3	8 3.0	143 54.0				
手帳の種類別	身体	209 100.0	16 7.7	12 5.7	35 16.7	4 1.9	2 1.0	3 1.4	3 1.4	12 5.7	6 2.9	115 55.0					
	療育	32 100.0	1 3.1	1 3.1	4 12.5	0 0.0	1 3.1	1 3.1	0 0.0	0 0.0	0 3.1	21 65.6					
	精神	46 100.0	7 15.2	4 8.7	12 26.1	2 4.3	3 6.5	2 4.3	0 0.0	0 0.0	3 6.5	0 0.0	19 41.3				
	年代別	~17歳	6 100.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 66.7				
	18~19歳	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0					
	20~29歳	9 100.0	1 11.1	1 11.1	2 22.2	0 0.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 33.3					
	30~39歳	13 100.0	1 7.7	2 15.4	3 23.1	0 0.0	1 7.7	1 7.7	0 0.0	0 0.0	1 7.7	8 61.5					
	40~49歳	9 100.0	0 0.0	1 11.1	3 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	6 66.7					
	50~59歳	31 100.0	5 16.1	2 6.5	6 19.4	0 0.0	1 3.2	0 0.0	0 0.0	2 6.5	1 3.2	16 51.6					
	60~64歳	24 100.0	3 12.5	2 8.3	3 12.5	1 4.2	1 4.2	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 70.8					
	65~69歳	31 100.0	2 6.5	6 19.4	8 25.8	1 3.2	1 3.2	1 3.2	2 6.5	2 6.5	2 6.5	14 45.2					
	70~74歳	34 100.0	2 5.9	2 5.9	6 17.6	1 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.9	1 2.9	19 55.9					
	75歳以上	100 100.0	3 3.0	3 3.0	8 8.0	1 1.0	0 0.0	1 1.0	1 1.0	8 8.0	2 2.0	52 52.0					
		今後、行いたい活動															
		合計	演映 やコ ンサ ー ト、 鑑賞	ス ポ ー ツ 活 動	ド ラ イ ブ や 旅 行	つ け る 活 動	教 室 な ど の 技 術 を 身 に 理	パ ソ コ ン 教 室 や 料 に	趣 味 や 歴 史 な ど の 講 座	文 学 や 歴 史 な ど の 講 座	ル ダ ン ス な ど の サ ー ク ル	絵 画 や 書 道 、 音 楽、 サ ー ク ル	ア 活 動、 ポ ラ ン テ ィ	地 域 活 動	公 民 館 活 動 な ど の	そ の 他	特 に な い
全体		265 100.0	19 7.2	14 5.3	45 17.0	15 5.7	13 4.9	9 3.4	9 3.4	12 4.5	6 2.3	131 49.4					
手帳の種類別	身体	209 100.0	11 5.3	8 3.8	34 16.3	8 3.8	8 3.8	7 3.3	5 2.4	10 4.8	4 1.9	111 53.1					
	療育	32 100.0	5 15.6	4 12.5	9 28.1	2 6.2	2 6.2	3 9.4	3 9.4	0 0.0	0 0.0	13 40.6					
	精神	46 100.0	5 10.9	3 6.5	14 30.4	6 13.0	3 6.5	1 2.2	0 0.0	3 6.5	2 4.3	12 26.1					
	年代別	~17歳	6 100.0	1 16.7	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 66.7				
	18~19歳	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0					
	20~29歳	9 100.0	2 22.2	2 22.2	2 22.2	3 33.3	1 11.1	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2					
	30~39歳	13 100.0	3 23.1	3 23.1	4 30.8	1 7.7	1 7.7	2 15.4	2 15.4	0 0.0	0 0.0	5 38.5					
	40~49歳	9 100.0	1 11.1	2 22.2	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	1 11.1	2 22.2					
	50~59歳	31 100.0	5 16.1	1 3.2	11 35.5	0 0.0	4 12.9	1 3.2	1 3.2	2 6.5	1 3.2	12 38.7					
	60~64歳	24 100.0	1 4.2	0 0.0	4 16.7	3 12.5	2 8.3	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 4.2	12 50.0					
	65~69歳	31 100.0	3 9.7	4 12.9	10 32.3	4 12.9	3 9.7	2 6.5	2 6.5	3 9.7	2 6.5	13 41.9					
	70~74歳	34 100.0	0 0.0	1 2.9	6 17.6	1 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.9	0 0.0	20 58.8					
	75歳以上	100 100.0	2 2.0	1 1.0	4 4.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	3 3.0	6 6.0	1 1.0	57 57.0					

## 【施策の方向】

### (1) 相談・支援体制の拡充

- 就学前、就学期、卒業後などライフステージのあらゆる段階を通じて一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 学齢期における共に学ぶ環境づくりを進めます。
- 障がい者等の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

### (2) 幼児期における共に育つ場及び機会の拡充

- 幼児期において、共に育つ場の機会を拡充するため、幼稚園や保育所における障がい児の受け入れ等を推進します。

### (3) 学校教育の充実

- 障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、障がいの状態に応じたさまざまな学びの場の選択肢の確保に努めます。
- 市内にある幼稚園・保育園、小・中学校のすべての教職員を対象とした研修の充実を図ります。

### (4) 学校等のバリアフリーの充実

- 障がい者用トイレやスロープの設置、特別支援員等の人的配置などのバリアフリーの充実を図ります。

### (5) 学校卒業後の多様な進路の確保

- 特別支援学校や高等学校などでの就労指導・進路指導の充実に努めます。

### (6) スポーツ、文化芸術活動の振興

- 障がい者等がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図るとともに、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流や国際交流を支援します。

## 4 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、障害年金の取得、経済的負担の軽減等による経済的自立を支援します。

### 【現状と課題】

雇用や就業への支援は、障がい者等が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。

現状をみると、障がい者等の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率に達していない企業も依然としてみられます。

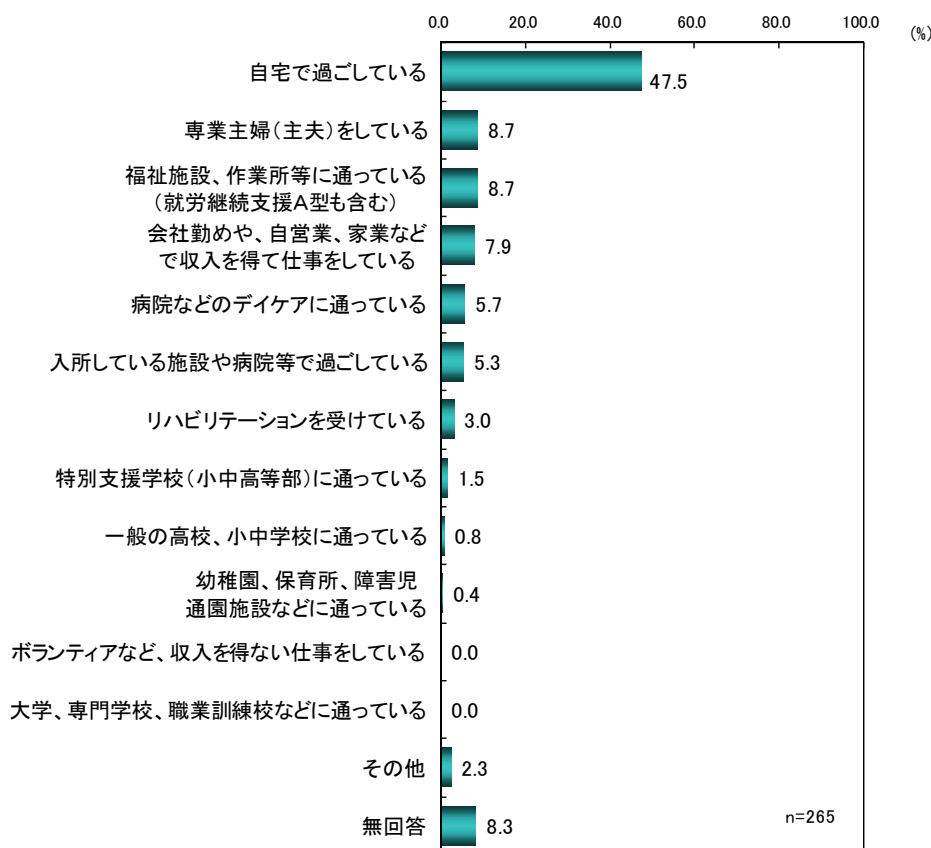
平成 25 年 4 月から法定雇用率が引き上げられました。平成 30 年 4 月からは精神障がい者の雇用が義務化されることになっており、障がい者等の就業促進がますます求められるようになってきています。

職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なくされたりする障がい者等も少なくありません。こういった人たちへの再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も課題になっています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

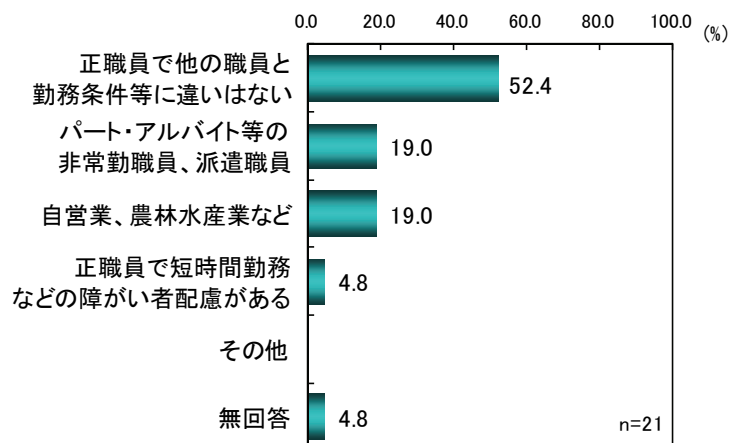
#### ▼平日の日中の主な過ごし方

「自宅で過ごしている」の 47.5% が最も高い。以下、割合が高い方から、「専業主婦（主夫）をしている」（8.7%）、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援 A 型を含む）」（8.7%）の順となっています。



### ▼就労者の勤務形態

「会社勤めや自営業、家業などで一般就労（仕事）をしている」と回答した 21 人に聞いた勤務形態は、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の 52.4%が最も多く、これに「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の 19.0%、「自営業、農林水産業など」の 19.0%が続いています。



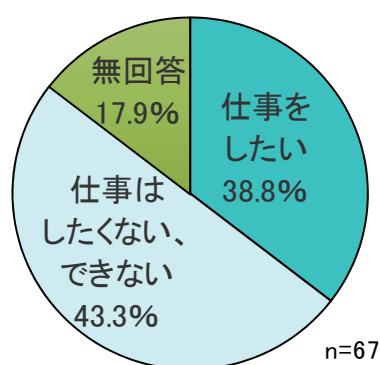
### ▼今後の一般就労（仕事）に対する意向

※現在、一般就労をしていない 18～64 歳の方 67 人に限定。

今後の一般就労（仕事）に対する意向は、「仕事はしたくない、できない」の 43.3%が最も多く、これに「仕事をしたい」の 38.8%、「無回答」の 17.9%が続いています。

手帳の種類別にみると、「療育手帳所持者」と「精神障害保健福祉手帳所持者」で「仕事をしたい」の回答割合が高くなっています（ただし、回答者数が過小である点に留意）。

年代別では、『20～40 歳代』の若年層で「仕事をしたい」の回答割合が高くなっています。なかでも、「40 歳代」では 71.4%と最も高くなっています（ただし、回答者数が過小である点に留意）。

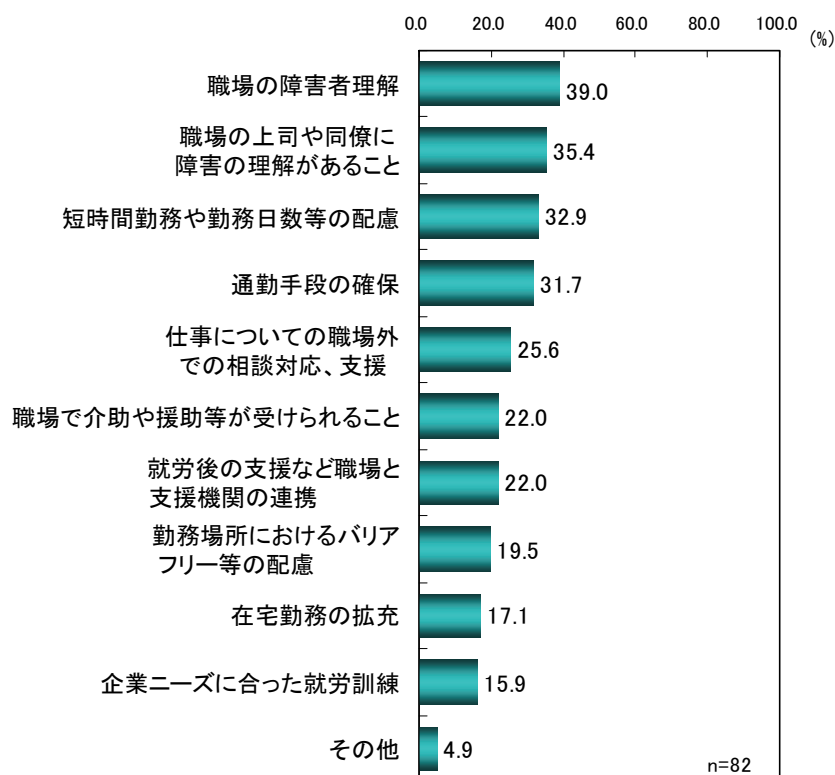


	就労意向			
	合計	仕事をしたい	で仕事はしたくない、できない	無回答
全体	67 100.0	26 38.8	29 43.3	12 17.9
手帳の種類別				
身体	42 100.0	14 33.3	20 47.6	8 19.0
療育	16 100.0	7 43.8	4 25.0	5 31.2
精神	25 100.0	12 48.0	12 48.0	1 4.0
年代別				
18～19歳	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
20～29歳	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0
30～39歳	10 100.0	5 50.0	4 40.0	1 10.0
40～49歳	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3
50～59歳	21 100.0	5 23.8	11 52.4	5 23.8
60～64歳	20 100.0	7 35.0	11 55.0	2 10.0

## ▼必要だと思う障がい者の就労（仕事）に向けた支援

※現在、一般就労をしていない18～64歳の方67人に限定。

「職場の障がい者理解」の39.0%が最も高く、これに「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の35.4%が続いています。以下、割合が高い方から、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(32.9%)、「通勤手段の確保」(31.7%)の順となっています。



## 【施策の方向】

### (1) 就労の推進

○国（ハローワーク）や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用を促進するための啓発活動を進めます。

### (2) 市役所における障がい者雇用の推進

○計画的な職員採用など、民間企業に率先して障がい者雇用の推進を図ります。

### (3) 障がい者等の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ

○「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、市内における障がい者雇用に推進している企業や団体への支援や障がい者就労施設等の製品の販売支援の推進を図ります。

### (4) 福祉的就労の場等の充実

○自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場等の充実を図ります。

### (5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

○相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等の就業を促進します。

## 5 生活環境の整備

障がい者等が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

### 【現状と課題】

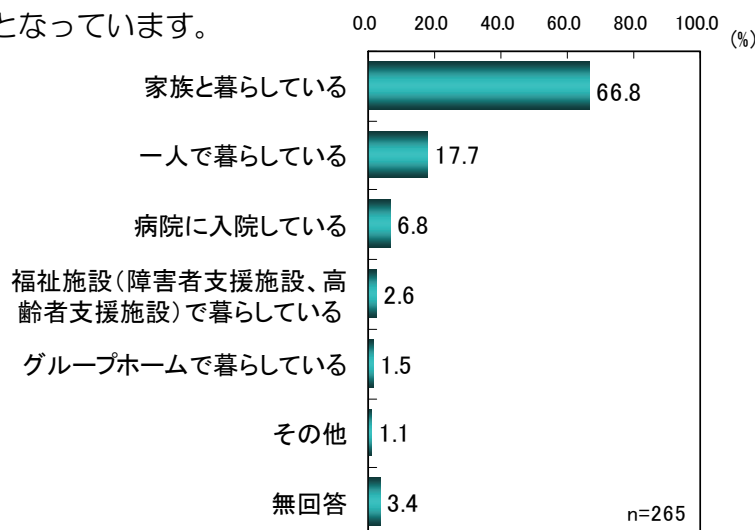
障がい者等が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだバリアフリー化を推進していく必要があります。また、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。

このほか障がい者等が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

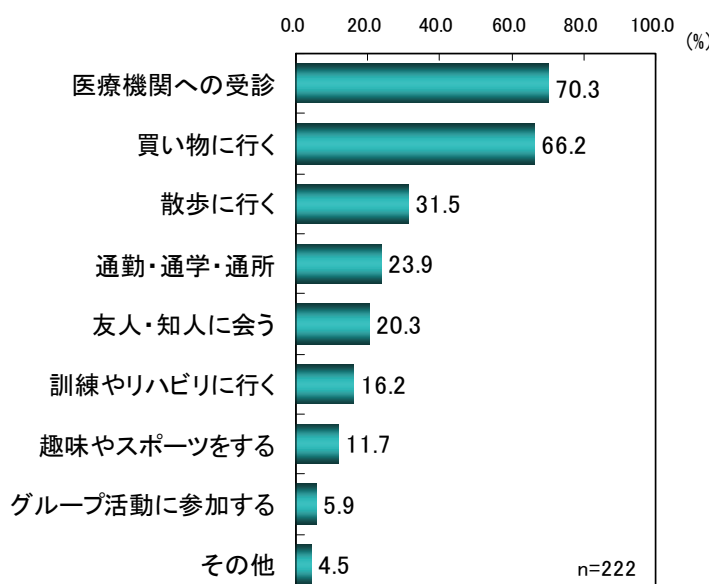
#### ▼現在の暮らし

「家族と暮らしている」の66.8%が最も高く、これに「一人で暮らしている」の17.7%が続いています。以下、割合が高い方から、「病院に入院している」(6.8%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(2.6%)の順となっています。



#### ▼外出の目的 ※複数回答

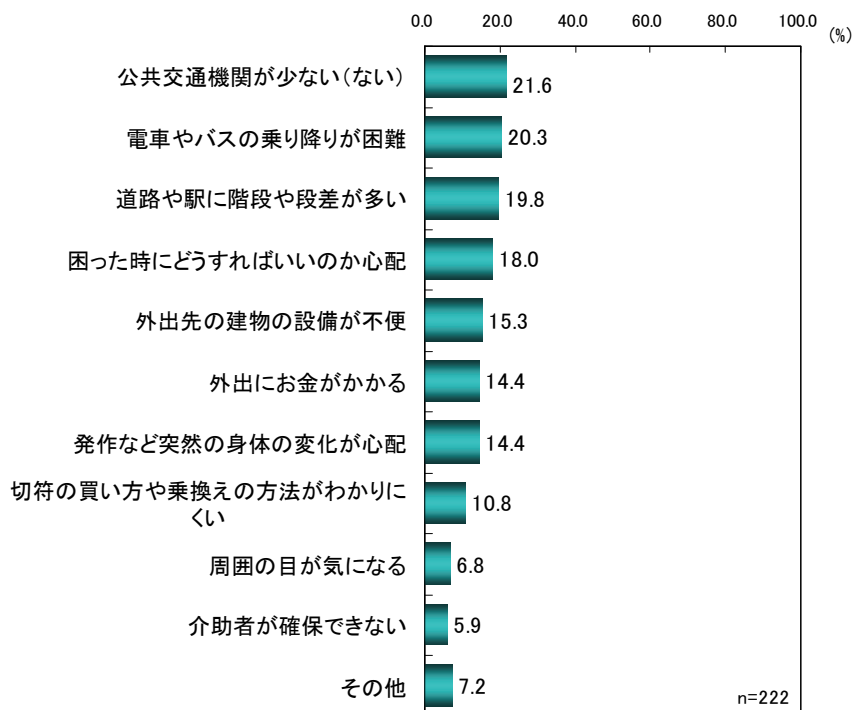
「医療機関への受診」の70.3%が最も高く、これに「買い物に行く」の66.2%が続いています。以下、割合が高い方から、「散歩に行く」(31.5%)、「通勤・通学・通所」(23.9%)の順となっています。





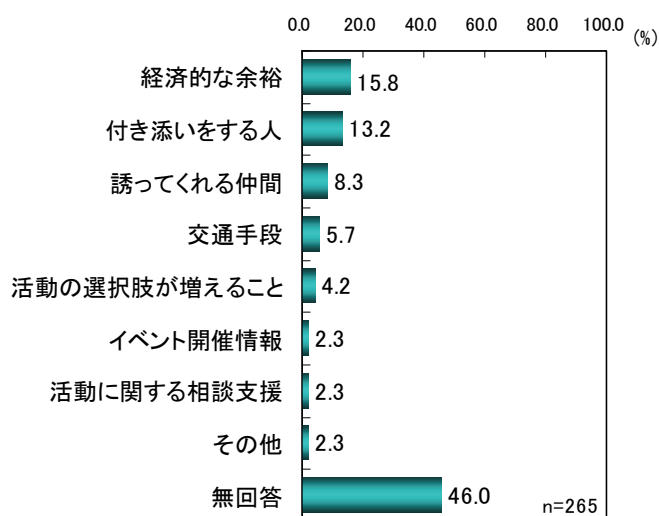
### ▼外出する時に困ること ※複数回答

「公共交通機関が少ない(ない)」の21.6%が最も高く、これに「電車やバスの乗り降りが困難」の20.3%が続いています。以下、割合が高い方から、「道路や駅に階段や段差が多い」(19.8%)、「困った時にどうすればいいの心配」(18.0%)、「外出先の建物の設備が不便」(15.3%)、「外出にお金がかかる」(14.4%)の順となっています。



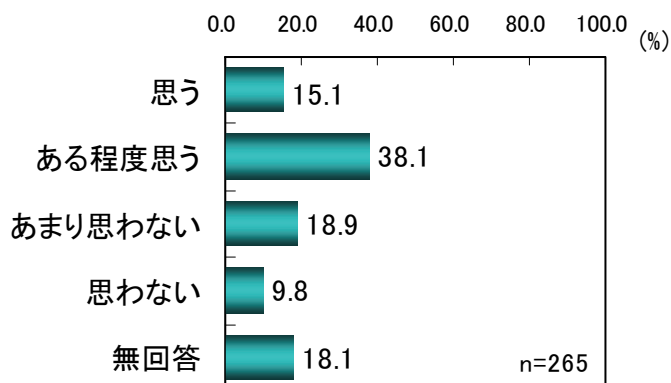
### ▼余暇活動や社会活動を行う際に必要なこと

「経済的な余裕」の15.8%が最も高く、これに「付き添いをする人」の13.2%、「誘ってくれる仲間」の8.3%が続いています。



### ▼本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちと思う人の割合

「ある程度思う」(38.1%)と「思う」(15.1%)が53.2%で、「あまり思わない」(18.9%)と「思わない」(9.8%)で28.7%となっています。



## 【施策の方向】

### (1)福祉環境整備の促進

- すべての人が建築物、道路、公園、公共交通機関等が利用しやすくなるよう都市環境の整備を促進します。
- ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア等による協力を促進し、人的支援体制づくりを推進します。

### (2)住宅・住環境の整備推進

- 市営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- 障がい者等の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。

## 6 コミュニケーションの支援

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

### 【現状と課題】

携帯電話やスマートフォン、パソコンなど情報機器や情報伝達技術は、日々進歩しています。このことにより、障がいの特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は極めて多様化しており、結果として障がい者等の社会参加の可能性の幅が格段に広がってきています。こういったなかで、日々進歩する情報機器等の利用方法の習得等の支援が重要になってきています。

また、知的障がい者にとっての難しい語句の頻繁な使用、視覚障がい者のためのテキストデータが添付されていない図表など、情報の受け手側への配慮が足りないケースは極めて多いというのが実情であり、便利な機器はあっても障がい者等の情報の取得の困難性はまったく改善されていないことも少なくありません。

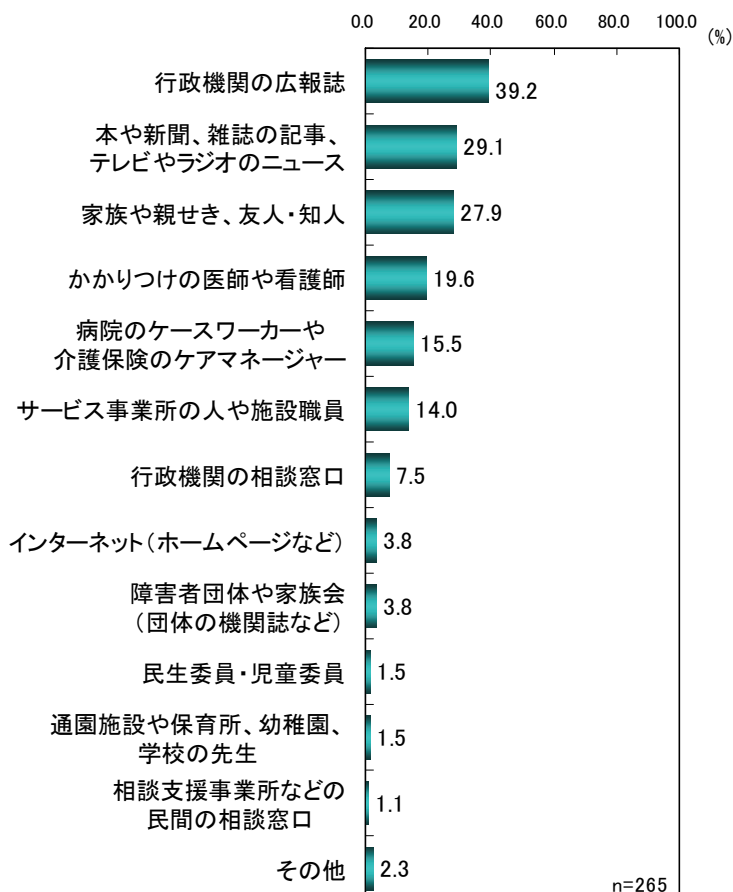
こうした課題を解決していくために、情報の伝達や意思疎通に携わるすべての人たちの意識啓発など、一人ひとりの障害特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

### ▼障害や福祉サービスの認知経路

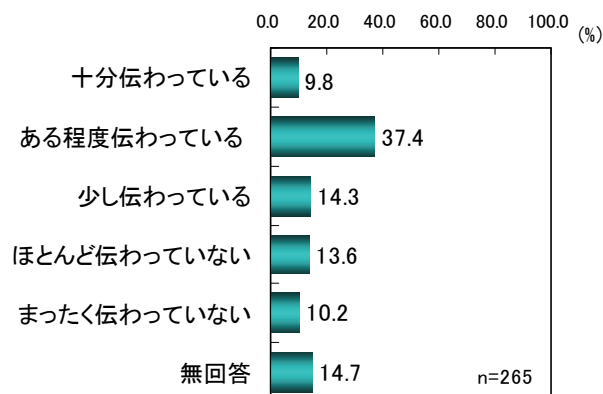
#### ※複数回答

「行政機関の広報誌」の39.2%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（29.1%）、「家族や親せき、友人・知人」（27.9%）、「かかりつけの医師や看護師」（19.6%）、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」（15.5%）、「サービス事業所の人や施設職員」（14.0%）、「行政機関の相談窓口」（7.5%）、「インターネット（ホームページなど）」（3.8%）、「障害者団体や家族会（団体の機関誌など）」（3.8%）、「民生委員・児童委員」（1.5%）、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（1.5%）、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」（1.1%）の順となっています。



### ▼市の制度や事業、障がい福祉サービスなどの情報に対する満足度

「ある程度伝わっている」の37.4%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「少し伝わっている」(14.3%)、「ほとんど伝わっていない」(13.6%)、「まったく伝わっていない」(10.2%)の順となっています。



## 【施策の方向】

### (1)情報のバリアフリー化の推進

○市政に関する情報について、市のホームページ、広報紙などから障がいの有無にかかわらず情報を取得できるためのバリアフリー化を推進します。

### (2)情報・意思疎通の支援の充実

○手話通訳者の養成・派遣事業を人材育成も含めて推進します。

○広報・啓発により、情報の取得や意思疎通が困難な障がい者等に対する理解の促進に努めます。

## 7 安全・安心対策の推進

防災・防犯対策の推進するとともに、消費者被害からの保護等を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる共生社会の実現を目指します。

### 【現状と課題】

平成23年3月の東日本大震災では、非常に多くの命が失われました。そのなかでも、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に達したとの調査結果もあります。日本列島のいずれの地域でも相応の自然災害のリスクを抱えているというのが実情であり、本市においても万全な障がい者の安全・安心対策が求められています。

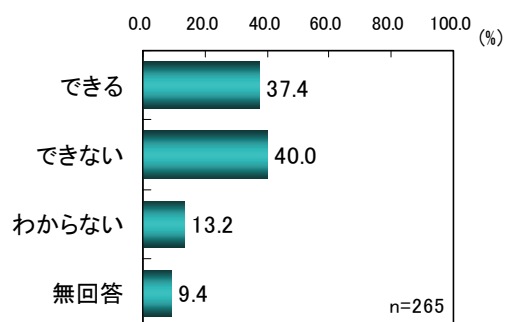
具体的には、障がい者等の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法、発災時の障がい者等の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。また、近年は複雑かつ巧妙化する詐欺等の消費者被害が増加しており、障がいの特性に応じた対応策が求められています。

「福祉に関するアンケート調査」結果をみると、以下のような状況です。

### ▼家事や地震等の災害時における単独避難

「できない」の40.0%が最も高く、これに「できる」の37.4%が続いています。

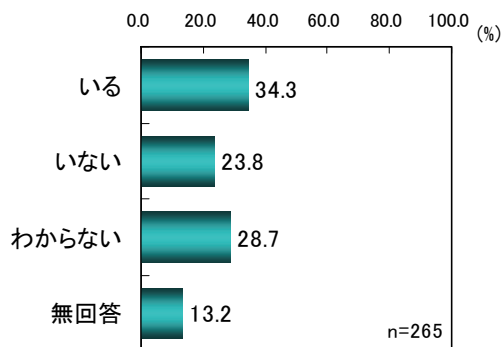
この結果を手帳の種類別、年代別にみると、「療育手帳所持者」『20歳未満』の層で「できない」の回答割合が高くなっています（ただし、「～17歳」「18～19歳」のサンプル数が少ないことに留意する必要があります）。



	震災時の一人での避難					
	合計	できる	できない	わからない	無回答	
全体	265 100.0	99 37.4	106 40.0	35 13.2	25 9.4	
手帳の種類別	身体	209 100.0	74 35.4	89 42.6	27 12.9	19 9.1
	療育	32 100.0	10 31.2	18 56.2	2 6.2	2 6.2
	精神	46 100.0	21 45.7	11 23.9	8 17.4	6 13.0
年代別	～17歳	6 100.0	0 0.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0
	18～19歳	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
	20～29歳	9 100.0	4 44.4	4 44.4	1 11.1	0 0.0
	30～39歳	13 100.0	5 38.5	6 46.2	1 7.7	1 7.7
	40～49歳	9 100.0	4 44.4	3 33.3	2 22.2	0 0.0
	50～59歳	31 100.0	13 41.9	10 32.3	5 16.1	3 9.7
	60～64歳	24 100.0	12 50.0	6 25.0	4 16.7	2 8.3
	65～69歳	31 100.0	16 51.6	10 32.3	3 9.7	2 6.5
	70～74歳	34 100.0	14 41.2	13 38.2	5 14.7	2 5.9
	75歳以上	100 100.0	28 28.0	46 46.0	12 12.0	14 14.0

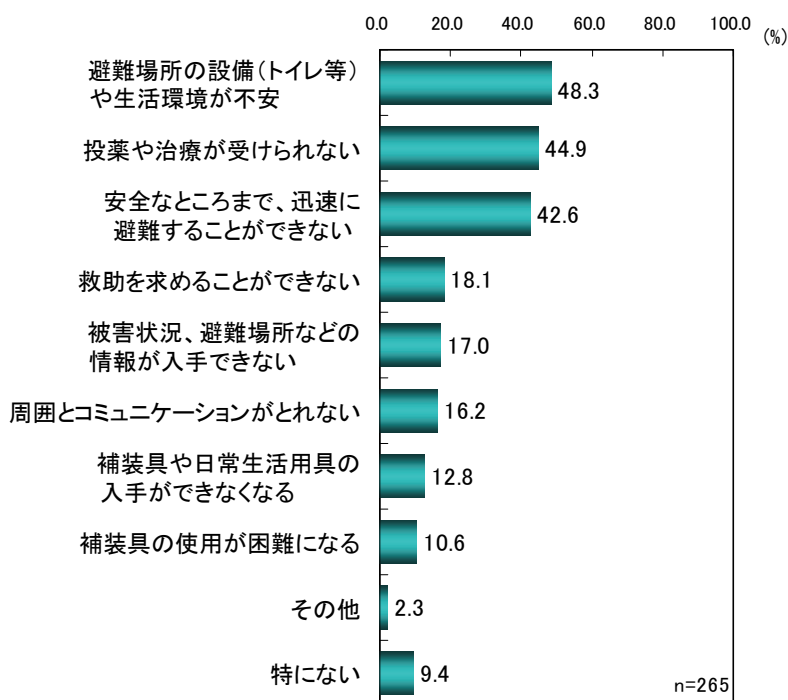
### ▼家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所での支援者の有無

「いる」の34.3%が最も高く、これに「わからない」の28.7%が続き、「いない」の23.8%となっています。



### ▼家事や地震等の災害時に困ること ※複数回答

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の48.3%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から、「投薬や治療が受けられない」（44.9%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（42.6%）の順となっています。



## 【施策の方向】

### (1) 災害時の避難・救助体制等の充実

○地震や風水害等の大規模災害に備え、障がい者等の災害時要援護者を支援する取組みを進めます。

### (2) 災害時の多様な情報伝達の実施

○災害時においてテレビ、ラジオ、電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた多様な情報伝達を実施する体制を検討します。

### (3) 防犯教室等による啓発活動の実施

○障がい者等が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行います。

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法等に基づき障がい者を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等の障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

### 【現状と課題】

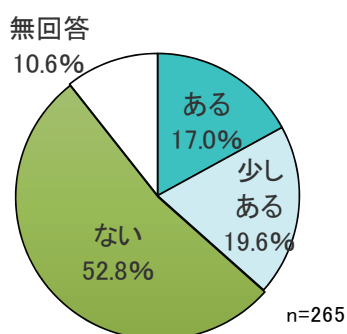
「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」は、障がい者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

水俣市の現状を「福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

#### ▼差別を受けた経験

「ない」の52.8%が最も高く、これに「少しある」の19.6%、「ある」の17.0%が続いています。

この結果を手帳の種類別、年代別にみると、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」や『40歳未満』の若年層で差別を受けた経験が「ある」の回答割合が高くなっています（ただし回答者数が過小であることに留意）。



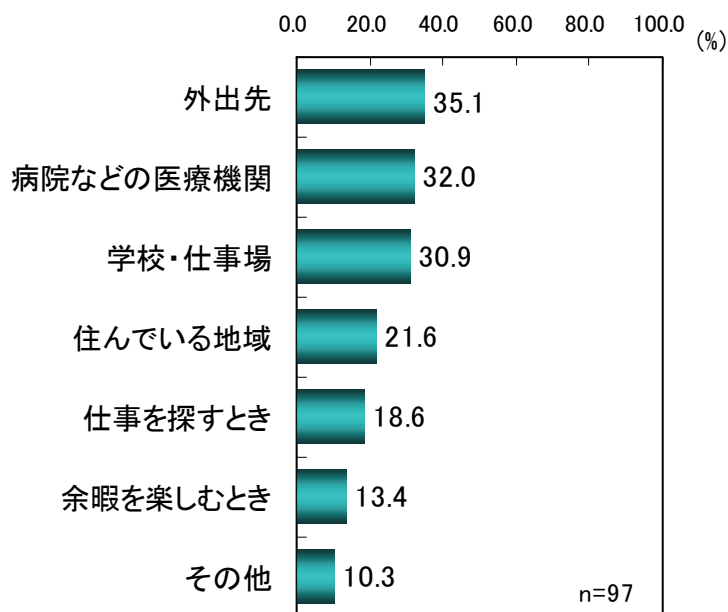
	差別を受けた経験				
	合計	ある	少しある	ない	無回答
全体	265 100.0	45 17.0	52 19.6	140 52.8	28 10.6
手帳の種類別					
身体	209 100.0	29 13.9	43 20.6	119 56.9	18 8.6
療育	32 100.0	10 31.2	8 25.0	11 34.4	3 9.4
精神	46 100.0	17 37.0	6 13.0	18 39.1	5 10.9
年代別					
～17歳	6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0
18～19歳	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
20～29歳	9 100.0	6 66.7	2 22.2	0 0.0	1 11.1
30～39歳	13 100.0	3 23.1	5 38.5	4 30.8	1 7.7
40～49歳	9 100.0	1 11.1	1 11.1	7 77.8	0 0.0
50～59歳	31 100.0	5 16.1	9 29.0	14 45.2	3 9.7
60～64歳	24 100.0	6 25.0	8 33.3	9 37.5	1 4.2
65～69歳	31 100.0	7 22.6	8 25.8	14 45.2	2 6.5
70～74歳	34 100.0	2 5.9	5 14.7	24 70.6	3 8.8
75歳以上	100 100.0	10 10.0	13 13.0	62 62.0	15 15.0

### ▼差別を受けた具体的な場面

#### ※複数回答

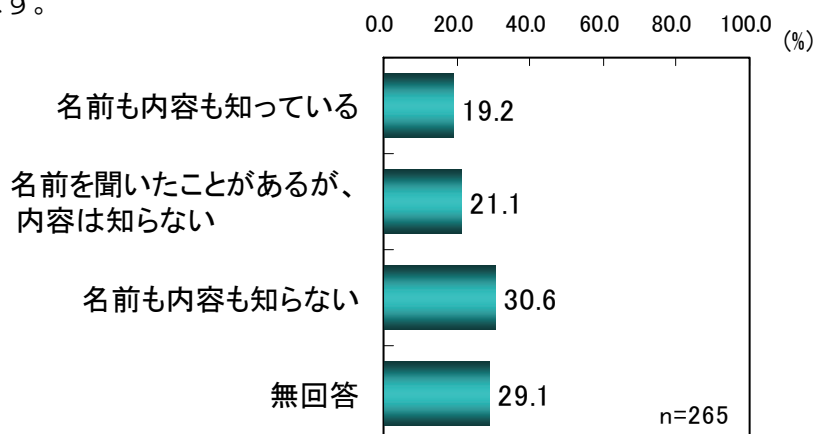
※差別や嫌な思いの経験を持つ97人に限定。

「外出先」の35.1%が最も高く、これに「病院などの医療機関」の32.0%、「学校・仕事場」の30.9%が続いています。



### ▼成年後見制度の認知度

「名前も内容も知らない」の30.6%が最も高くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」の19.2%となっています。



こうした差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとするためには、広報・啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実、権利擁護のための体制などの人権・権利等を擁護するための仕組みを整えていく必要があります。

## 【施策の方向】

### (1)障がい者を理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法（平成28年4月施行）に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制等の整備に取り組むとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

○改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者等と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者の有する能力が有効に発揮できるための取組みを推進します。



## **(2)人権・権利を擁護するための仕組みづくり**

- 相談体制等の充実により、障がい者虐待の防止や早期発見を図ります。
- 障がい者等の人権・権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いて定期的実施している「法律相談」、「行政相談」等の相談体制の充実を図ります。
- 障がい福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携し、権利擁護及びサービスの向上に努めます。
- 判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障がい者等に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「地域福祉権利擁護事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- 人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会などを実施します。

## **(3)成年後見制度の周知・普及**

- 関係機関等と連携しながら、障がい者等の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。

## 9 行政サービス等における配慮

障がい者等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者等がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における配慮などを行います。

### 【現状と課題】

平成26年1月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障がい福祉施策は新たな展開を迎えており、市職員の意識向上が求められています。

市職員に対し、障害者差別解消法の周知を図るとともに、研修や働きかけを行い、障がいや障がい者等に対する理解と意識を高めていく必要があります。また、選挙は民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会であり、障がい者等が自らの意思を政治に反映させることができるための環境整備は急務と言えます。

### 【施策の方向】

#### (1) 市役所における配慮及び障がい者理解の促進等

- 市役所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者等が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行います。
- 市職員等の障がい者等に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者等への配慮の徹底を図ります。

#### (2) 選挙における配慮

- 点字や音声による候補者情報など障がい特性に配慮した提供方法を検討します。
- 漢字にふりがなを付す等わかりやすい掲示や投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。

## 10 啓発・広報活動及び福祉教育等の推進

障がい者等が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくために、住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と認識を深めることを目的とした広報・啓発活動及び福祉教育・ボランティア活動を推進します。

### 【現状と課題】

障がい者等が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくためには、障がい者等を取り巻く環境のバリアフリー化を進めなくてはなりません。そのためには、障がいや障がい者等に対する十分な理解が必要であり、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動やすべてのライフステージにおける福祉教育は極めて重要な施策です。

障がいや障がい者等に関する各種の啓発については、これまでの取組みにより住民の理解と関心は高まってきたものの、依然として十分ではありません。特に精神障がい者や知的障がい者に対する誤解や偏見は根強く、地域での自立や就労等の社会参加に当たって大きな阻害要因となっています。このため、障がい者等の社会復帰や社会参加を推進するためにも、障がい福祉についてさらに積極的に取組み、本市のみならず関係機関・団体等と連携し啓発活動を推進し、住民の理解を高めていくことが重要です。

また、障がい者等が地域で生活していくためには、ボランティア活動を充実させる必要があります。ボランティア活動は障がい者等を支えるだけでなく、理解を深めることにもつながる側面も持っていることから、大変意義深い活動の一つです。今後は、活動拠点を中心としたボランティア活動の振興と充実を図るための条件整備が課題と言えます。

### 【施策の方向】

#### (1) インクルージョンの浸透

- 障がい者等が地域で生活するうえで障壁となっている障がいや障がい者に対する差別・偏見を取り除き、誰もが社会（地域社会）の一員として、包括され、生きがいをもって生活できるようにするため、インクルージョンの理念の普及に努めます。
- 障がい福祉に関する情報が常に住民に届くよう、市の広報紙等において障がい福祉に関する特集を定期的に掲載する等、様々なメディア（媒体）を効果的に利用しながら広報・啓発活動の充実を図ります。

※インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味します。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています（内閣府「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」より）。

## **(2) 研修や教育による啓発活動の推進**

- 行政職員の研修や学校での児童・生徒への教育、住民や企業を対象とした研修等、多様な機会における啓発活動へ積極的に取り組みます。
- 地域や家庭、学校や職場等、すべての住民がそれぞれのライフステージにおいて障がい福祉についての理解を深めるために、福祉教育を総合的に推進します。

## **(3) 障がい者への情報提供**

- 市の広報誌や市ホームページ等を通じ、障がい福祉に関する情報提供を積極的に行います。

## **(4) ボランティア活動の推進**

- 社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに障がい者等との交流活動を推進します。
- ボランティア団体間のネットワーク化を推進し、ボランティアが組織的に活動できるように努めます。
- ボランティア活動の拠点を強化するとともに、広報紙等を活用して、ボランティアに関する情報提供の充実に努めます。

## 第5章 施策の内容

### 1 地域生活支援

施策の方向	施策の内容	担当課
(1) 相談支援体制の充実	<p><b>①相談支援事業</b> 障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。</p>	福祉課
(2) 生活を支援するサービスの充実	<p><b>①移動支援事業</b> 屋外での移動が困難な障がい者について、個社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。</p>	福祉課
	<p><b>②同行援護</b> 視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。</p>	福祉課
	<p><b>③手話通訳者等の派遣事業</b> 聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。</p>	福祉課
	<p><b>④日中活動の場の充実</b> 障がい福祉サービスに加え、地域活動支援センターの利用を促進するなど、多様な日中活動の充実に努めます。</p>	福祉課
	<p><b>⑤就労継続支援事業</b> 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。</p>	福祉課
	<p><b>⑥日常生活用具給付事業</b> 日常生活上の便宜を図るために重度障がい者等に給付する日常生活用具について、その利用を促進します。</p>	福祉課
	<p><b>⑦短期入所</b> 在宅障がい者等の介護者が、病気等により一時的に介</p>	福祉課

	<p>護できなくなった時に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する短期入所事業の充実に努めます。</p> <p><b>⑧特別障害者手当等の制度の周知</b> 特別障害者手当等の各種手当等の制度を広報紙やホームページ等により周知に努めます。</p> <p><b>⑨重度心身障がい者医療費助成事業、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度の周知</b> 障がい者等が医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担相当額の一部を助成する各種医療制度について、広報紙やホームページ等により周知に努めます。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>
(3) 地域生活への移行支援	<p><b>①障がい福祉サービスの利用促進</b> 障がい者等が、医療機関を退院し、地域等へと移行する際、適切な障がい福祉サービスの利用を促進し、社会復帰を支援します。</p> <p><b>②医療保護入院者の地域移行支援</b> 医療保護入院した退院可能な精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、地域移行に向けた支援を行います。</p>	<p>福祉課</p> <p>健康高齢課 福祉課</p>
(4) 重度障害者等への支援	<p><b>①重度障がい者等への支援</b> 重度心身障害者医療費の助成、各種障がい福祉サービスの提供等により、重度障がい者等の日常生活及び社会生活の充実に資するよう努めるものとする。</p>	福祉課
(5) 早期療育の充実	<p><b>①水俣芦北療育センターの充実</b> 在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育の機能の充実に努めます。</p>	福祉課
(6) 情報提供の充実とサービスの質の向上	<p><b>①相談支援事業(再掲)</b> 障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。</p> <p><b>②ホームページ等の充実</b> 障がい福祉制度全般についてまとめ、改正等の内容を分かりやすくするなど内容の充実に努めます。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>

## 2 保健・医療サービスの充実

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)障がいの発生及び早期発見	<b>①乳幼児健診による障がいの早期発見</b> 乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児については、専門の療育機関へつなぎます。	健康高齢課
	<b>②各種健診の推進</b> 生活習慣病の予防・早期発見を図るため各種健診の受診を促すための健康講座等を開催し、健康づくりの意識向上に結びつく取り組みを行います。	健康高齢課
	<b>③健康教育、健康相談</b> 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等による相談対応を行います。	健康高齢課
(2)精神保健・医療の施策の推進	<b>①精神保健活動の推進</b> 精神保健活動の推進のため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発及びこころの健康に関する相談機会の周知を行います。	健康高齢課 福祉課
	<b>②相談支援事業者等との連携</b> 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。	福祉課
	<b>③医療保護入院者の地域移行支援(再掲)</b> 医療保護入院した退院可能な精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援を行います。	福祉課
(3)総合的な医療・リハビリテーションの充実	<b>①適正な医療の提供</b> 障がい者等が病気等の際に、適正な医療サービスの提供を行います。	医療センター
	<b>②自立訓練等の訓練等給付</b> 障がい者等が医療機関を退院し、地域又は施設へと移行する際に、引き続き継続的にリハビリテーションに取り組めるように、広報等を通じて、関係機関及び対象者への情報提	福祉課

	<p>供を行い、自立訓練等の訓練等給付の利用による社会復帰を支援します。</p>	
<p>(4)保健・医療・福祉の連携強化</p>	<p>①障がい者自立支援協議会の充実 保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、活動の充実に努めます。</p> <p>②水俣病被害者等への総合的な支援 水俣病被害者等に対する保健福祉サービスの情報提供及び水俣病被害者等の保健福祉に対するニーズの把握等を実施し、総合的な支援に取り組みます。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>





	<p>においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。</p>	
<p>(5) 学校卒業後の多様な進路の確保</p>	<p><b>① 関係機関との連携</b></p> <p>学校卒業予定の生徒について、生徒にあった就労体系について障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに進路確保に向けた調整を行います。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(6) スポーツ、文化芸術活動の振興</p>	<p><b>① スポーツ大会への参加促進</b></p> <p>障がい者等の体力向上及び障がい者スポーツの普及を図るため障がい者スポレク大会への参加を促します。</p> <p><b>② もやい音楽祭の開催</b></p> <p>障がい者と水俣病の被害を受けた方々の思いを綴った詩に曲を付けた音楽祭を開催します。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>

#### 4 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

施策の方向	施策の内容	担当課
(1) 就労の推進	① 就労支援情報の提供 国、県等による障がい者の職業訓練、就職面談会等の広報を行います。	福祉課
(2) 市役所における障がい者雇用の推進	① 市職員採用選考試験の実施 障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施し、障がい者雇用の推進を図ります。	総務課
(3) 障がい者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ	① 障がい者優先調達推進の推進 「水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行うとともに、全庁的な取り組みを推進します。	福祉課
(4) 福祉的就労の場等の充実	① 就労継続支援事業(再掲) 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。	福祉課
(5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充	① 福祉施設利用者の一般就労への支援 福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用を推進します。	福祉課

## 5 生活環境の整備

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>(1)福祉環境整備の促進</p>	<p><b>①施設のバリアフリー化の充実</b>            公共施設の新築または改修工事時においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。</p>	<p>都市計画課</p>
	<p><b>②交通安全施設整備</b>            水俣市における高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例に基づき、歩道の段差や勾配など通行に支障となっている箇所改良及び視覚障がい者誘導ブロックが必要な箇所への整備等を行います。</p>	<p>土木課</p>
	<p><b>③市民ボランティア活動の支援</b>            NPOや市民活動団体等へ活動領域の活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開催等の情報を発信します。</p>	<p>企画課            社会福祉協議会</p>
<p>(2)住宅・住環境の整備推進</p>	<p><b>①公営住宅等の建設</b>            公営住宅の新設にあたっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図ります。</p>	<p>都市計画課</p>
	<p><b>②障がい者住宅改造助成</b>            重度の身体障がい者等及び重度の知的障がい者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、在宅での自立促進、及び介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>福祉課</p>

## 6 コミュニケーションの支援

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)情報のバリアフリー化の推進	<p><b>①水俣市公式ホームページの充実</b></p> <p>市の公式ホームページについて、誰でもわかりやすく、使いやすいホームページとするため、利用者の視点に立ったデザインやサイト構成にするとともに、アクセスしやすいレイアウトに配慮します。</p>	総務課
(2)情報・意思疎通の支援の充実	<p><b>①手話奉仕員養成研修事業</b></p> <p>聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成するための手話奉仕員養成講座を開催します。</p> <p><b>②理解促進・啓発の実施</b></p> <p>インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成並びに市民に対して啓発事業を実施します。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p>

## 7 安全・安心対策の推進

施策の方向	施策の内容	担当課
(1)災害時の避難・救助体制等の充実	<p>①水俣市避難行動要支援者避難支援計画による体制の整備・充実</p> <p>災害時に自力では避難できない、または他の支援者の支援が必要である障がい者を「避難行動要支援者」として名簿を作成し、名簿情報の利用及び提供を行うことにより避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うことを目的として策定する「水俣市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時の避難・救助体制等の充実を図ります。</p>	福祉課
(2)災害時の多様な情報伝達の実施	<p>①災害時における多様な情報伝達</p> <p>災害情報の伝達については、防災メール、防災行政無線、広報車等を活用し、様々な障がい特性に応じた伝達手段の多様化を図ります。</p>	防災生活課
(3)防犯教室等による啓発活動の実施	<p>①消費生活相談事業</p> <p>水俣市消費生活センター窓口において専門相談員による消費生活トラブル被害回復及び被害の未然防止のための消費生活相談を実施します。また、相談員による出前講座等を実施し、啓発を行います。</p>	経済観光課

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>(1)障がい者を理由とする差別の解消の推進</p>	<p><b>①障害者差別解消法に関する広報啓発</b>                      ホームページ、広報紙等を活用した広報活動を実施し、市民の障がいに対する理解・関心が深まるよう、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。</p>	<p>福祉課</p>
	<p><b>②障害者雇用促進法に関する広報啓発</b>                      障害者雇用促進法に規定された雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が働くに当たっての支障を改善するための措置等について、県やハローワークと連携し、広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(2)人権・権利を擁護するための仕組みづくり</p>	<p><b>①相談支援事業(再掲)</b>                      障がい者等の保護者、介護者等からの相談応じ、必要な支援を行います。                      また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。</p>	<p>福祉課</p>
	<p><b>②障がい者虐待防止支援事業</b>                      水俣市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障がい者虐待の未然防止についての周知を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
	<p><b>③法律相談</b>                      弁護士による相談を月に1回実施します。</p>	<p>総務課</p>
	<p><b>④福祉サービスに関する苦情等の対応、相談窓口の紹介</b>                      福祉サービスに関する苦情に対応するとともに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護及びサービスの向上に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
	<p><b>⑤地域福祉権利擁護事業</b>                      判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者等に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理、書類等の預かりなどを行うとともに、</p>	<p>社会福祉協議会</p>

	<p>事業を積極的に周知啓発します。</p> <p><b>⑥各種団体との多様な啓発事業</b>          市民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために講演会等を開催します。</p>	生涯学習課
(3) 成年後見制度の周知・普及	<p><b>①成年後見支援制度の周知・普及</b>          成年後見制度を周知啓発するとともに、成年後見制度に関する相談対応、法人後見の支援に取り組みます。</p> <p><b>②市民後見人の育成</b>          市民後見人を周知啓発するとともに、市民後見人養成講座を実施します。また、修了者のうち市民後見人をめざす者についてはその活動を支援します。</p>	<p>福祉課          社会福祉協議会</p> <p>福祉課          社会福祉協議会</p>



## 9 行政サービス等による配慮

施策の方向	施策の内容	担当課
<p>(1) 市役所における配慮及び障がい者理解の促進等</p>	<p>① 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の推進</p> <p>合理的配慮の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮の提供事例、相談体制等について定める対応マニュアル等を作成し合理的な配慮を推進します。</p> <p>また、総務課と連携し、合理的配慮の提供等について市職員を対象とした研修を実施し、市職員の障がいに対する理解の促進を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(2) 選挙における配慮</p>	<p>① 障がい特性に配慮した情報提供</p> <p>点字、音声による候補者情報が提供できる方法について検討します。</p>	<p>選挙管理委員会</p>

## 10 啓発・広報活動及び福祉教育等の推進

施策の方向	施策の内容	担当課
(1) インクルージョンの浸透	<b>①理解促進・啓発の実施</b> インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成し、市民に対して啓発活動を実施します。	福祉課
(2) 研修や教育による啓発活動の推進	<b>①福祉教育の推進</b> 児童生徒に対して社会福祉への理解と関心を高めるとともに、児童生徒を通じて家庭及び地域への啓発を目的に、障がい者等の福祉当事者をゲストティーチャーとして派遣します。また、実際に福祉の現場に出向き学ぶことで将来、福祉分野への担い手を育成していきます。	社会福祉協議会
(3) 障がい者への情報提供	<b>①ホームページ等の充実(再掲)</b> 障がい福祉制度全般についてまとめ、改正等の内容を分かりやすくするなど内容の充実に努めます。	福祉課
(4) ボランティア活動の推進	<b>②市民ボランティア活動の支援(再掲)</b> NPOや市民活動団体等へ活動活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開催等の情報を発信します。	企画課 社会福祉協議会

## 第6章 計画の推進

前章に示した施策の方向等を3つの計画推進策で具体化します。

### (1) 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの促進

障がい福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業ボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制を構築します。

### (2) 広報・啓発活動の推進

障がい者等が住み慣れた地域で普通に暮らしていくために、障がいや障がい者等に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、理解促進のための取組み、ボランティア活動の推進のための取組み等を、行政、社会福祉協議会、企業、NPO等と連携して推進します。

- 障がい者週間・人権週間などでの啓発事業
- 当事者参加による啓発
- 広報媒体を通じた啓発

### (3) 進捗状況の管理及び評価

事業や取組みの進捗管理を行うとともに障害者基本法第36条第4項の規定に基づく合議制の機関である「水俣市障がい者計画等策定審議会」が本計画の実施状況の評価・監視を行います。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、中間年度である30年度に中間評価を行い必要に応じて見直しを行うものとします。

《資料》

水俣市障がい者計画等策定審議会委員名簿

氏名	所属等	分野
良永 彌太郎	熊本学園大学 社会福祉学部	学識経験者
児玉 満広	水俣市身体障害者福祉連合会	社会福祉団体等
坂本 幸則	水俣市手をつなぐ育成会	〃
森 俊子	水俣・芦北精神障害者地域家族会	〃
山口 チェ	水俣・芦北地域難病友の会みどりの会	〃
加藤 タケ子	社会福祉法人 さかえの杜 小規模多機能事業所 ほっとはうす	〃
萩嶺 三千代	社会福祉法人 照徳の里	〃
秋山 真輝	社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会	〃
田上 仁美	一般	市民代表
木下 雅彦	水俣公共職業安定所	関係行政機関
田畑 敏子	熊本県地域振興局保健福祉部（水俣保健所）	〃
川本 慎一郎	水俣市教育委員会事務局	〃



---

平成27年3月発行

熊本県水俣市福祉環境部福祉課

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

TEL: 0966-61-1650 FAX: 0966-63-9044